

LIBRA 2014年 10月号

〈特集〉

今こそ、憲法問題を語り合う時 —「平和」のための憲法とは?—

〈インタビュー〉

ギター奏者 カイ・ペティートさん ハーモニカ奏者 倉井夏樹さん

〈クローズアップ〉

福島県被災地視察報告



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2014年10月号

特集

02 今こそ、憲法問題を語り合う時 —「平和」のための憲法とは?—

- 「7.1閣議決定」による「憲法第9条の下で許容される『自衛の措置』の要件」の憲法解釈変更の意味と影響……………伊藤 真
- パネルディスカッション「平和憲法の行方～今、弁護士会のなすべきことは?」
- 憲法と平和～私の「思い」
 - 他国人を殺し、日本人が殺されるということ……………朝倉正幸
 - 歴史の教訓……………田島正広
 - 憲法と平和について若手からの申す……………棚橋桂介
 - 平和というしあわせ……………小野山静
- 何に「平和への脅威」をリアルに感じるか
～それぞれの憲法第9条への「思い」……………伊井和彦

インタビュー

24 ギター奏者 カイ・ペティートさん ハーモニカ奏者 倉井夏樹さん

クローズアップ

30 福島県被災地視察報告 加畑貴義

連載

- 33 弁護士業務に役立つ本：『ライブ争点整理』 山本和彦
- 34 理事者室から
- 36 監事誌上座談会：法律相談センターについて考えてみよう。 殷 勇基・長谷部修
- 38 常議員会報告（2014年度 第5回）
- 40 新組織が始動!!
 - 若手会員総合支援センター 廣瀬健一郎
 - 弁護士活動領域拡大推進本部 山本 昌平
- 41 都市型公設事務所 果たしてきた役割と果たすべき役割
第4回 渋谷パブリック法律事務所 河合繁昭
- 42 東京弁護士会市民会議：第33回 若手弁護士が抱える問題について
- 44 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告
東京地方裁判所委員会「民事執行の現状」報告 高橋順一
- 45 秘密保護法解説
第14回 研修会「秘密保護法施行における刑事法上の問題点」報告 氏家宏海
- 46 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応
第68回 沖縄弁護士会との経験交流会 岩瀬るり子
- 47 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を
第5回 女性弁護士が弁護士を続けるための支援を—大谷恭子会員に訊く 大庭秀俊
- 48 近時の労働判例
第23回 大分地方裁判所平成25年12月10日判決（N社事件） 小木 惇
- 50 刑弁でGO!：第57回
 - 勾留を争う弁護活動 竹内明美
 - 国選付添対象事件の範囲拡大に伴う手続の変更点 村中貴之
- 52 via moderna
第53回 法律研究部で活躍する若手に聞く～医療過誤法部 編～ 伊藤慶太
- 54 わたしの修習時代：忘れられない記憶 34期 齋藤雅弘
- 55 66期リレーエッセイ：海の女を目指して～赤い円管服への誓い～ 池田美奈子
- 56 心に残る映画：『グラン・トリノ』 高須賀康秀
- 57 コーヒーブレイク：ドイツ演奏旅行 萩原園子
- 58 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 60 会長声明
- 70 インフォメーション

今こそ、憲法問題を語り合う時

——「平和」のための憲法とは？——

当会は、憲法問題に積極的に取り組んでいる。さまざまな思想・信条をもつ会員によって構成される強制加入団体という制約があるから、当会が会としての意見を集約・公表する際には、特段の配慮が必要である。しかしながら、会員が憲法問題を語り合うことを呼びかけ、語り合う場を提供することになら制約はない。

LIBRA 編集部は、2014年2月号において、樋口陽一・東京大学名誉教授から「憲法の『生まれ』と『はたらき』—改憲論議の背景をあらためて整理する—」という特別寄稿を頂戴し、特集を組んだ。

本号においては、夏期合同研究のパネルディスカッションを紹介するとともに、「『平和』のための憲法とは？」というテーマで会員から広く声を集めた。

(臼井 一廣)

CONTENTS

- 「7.1 閣議決定」による「憲法第9条の下で許容される『自衛の措置』の要件」の憲法解釈変更の意味と影響
- パネルディスカッション
「平和憲法の行方～今、弁護士会のなすべきことは？」
- 憲法と平和～私の「思い」
- 何に「平和への脅威」をリアルに感じるか
～それぞれの憲法第9条への「思い」

「7.1 閣議決定」による「憲法第9条の下で許容される『自衛の措置』の要件」の憲法解釈変更の意味と影響

日弁連憲法問題対策本部副本部長 伊藤 真 (36期)



2014年7月1日、政府は、歴代内閣の憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使等を容認する旨の閣議決定を行った（「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」）。

この「7.1 閣議決定」の持つ意味と影響について、東京弁護士会では2014年7月14日の夏期合同研究の全体討議において、伊藤真・日弁連憲法問題対策本部副本部長に基調報告をしてもらったが、この閣議決定の中で特に問題が大きいと思われる「憲法第9条の下で許容される自衛の措置」の部分について、あらためて伊藤真・同副本部長に、インタビュー形式で解説をお願いした。

なお、インタビュー内で引用されている「7.1 閣議決定」の全文や、政府が閣議決定に先立ち公表した「6.27 想定問答」全文については、大部になるので下記サイトで検索していただきたい。

<http://www.jicl.jp/jimukyoku/backnumber/20140826.html>

法学館憲法研究所>事務局からのお知らせ>政府が集団的自衛権行使容認の閣議決定（7月1日）

——まず、今回の「7.1 閣議決定」について、これを「立憲主義に反する」のだという主張があります。それは、どういう意味からでしょうか。

憲法9条の下で許容される自衛の措置の要件や範囲について、今回の「7.1 閣議決定」が、歴代内閣が踏襲してきた確立された憲法解釈を変更し、集団的自衛

権行使等の「海外での武力行使」を容認する方向を打ち出したことは、立憲主義に反すると私も思います。

現行憲法は、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定」しています（憲法前文）。憲法の主眼は、基本的人権の保障と恒久平和主義のために、権力を憲法の監視下に置きその行動を憲法規範の範囲内に制限することにあり、それが立憲主義です。そして、現行憲法の9条1項2項は、すべての戦争を放棄し、どのような目的の武力行使も一切認めないとしました。歴代内閣の政府解釈においても、一切の戦争（武力行使）は禁止されていると解しています（武力行使禁止規範）。しかし、一方で歴代内閣は、憲法の前文及び13条から、「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはどうも解されない」として、自衛のための一定の武力行使は容認してきました（武力行使容認規範）。ただし、歴代内閣は、その「自衛のための措置」について、「憲法が……自衛のための措置を無制限に認めているとは解されない」ことから、あくまでも「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるもの」で「その措置は……必要最小限度の範囲にとどまるべきものである」、すなわち「わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られる」と限定し、個別的自衛権に限って武力行使を認め（武力行使限定規範）、「集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」と解釈してきました。これは、きわめて明確な歯止めであり、武力行使制限のための憲法規範として歴代内閣が認め、これまで有効に機能してきたものです。つまり、

自衛戦争（自衛に名を借りた武力行使）は認められないが、自国が攻撃された場合の個別的自衛権の行使は可能として、自衛戦争と自衛権行使を区別してきたのです（参照・1972年10月14日参議院決算委員会提出資料）。

ところが、今回の閣議決定は、「自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは到底解されない」という『武力行使容認規範』の部分は強調しながら、限定規範である「憲法が……自衛のための措置を無制限に認めているとは解されない」という部分を省略し、本来は武力行使の限定規範である、この自衛の措置は、「あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認される」という部分を、「そのための必要最小限度の武力の行使は許容される」と文末を変容して『武力行使容認規範』として使い個別的自衛権に限られない、という逆の結論を導いています。つまり、憲法9条の『武力行使限定規範』が、政府の憲法解釈から全く失われているのです。

これは、時の政府が「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」があると認定すれば、自衛の措置という名の下で、集団的自衛権にとどまらず、集団安全保障措置への武力を伴う参加、国連軍への参加など、あらゆる武力行使が可能となることを意味しています。自衛戦争（自衛に名を借りた武力行使）と個別的自衛権行使を区別し、後者のみを可能としてきたこれまでの歴代内閣の憲法解釈を放棄して、これを区別せず、自衛の措置（自衛に名を借りた武力行使）なら全て可能としているのです。このような解釈の変更は、まさに立憲主義の破壊でしかありません。

——「7.1閣議決定」は、このような解釈変更をした理由として、「グローバルなパワーバランスの変化、技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開

発及び拡散、国際テロなどの脅威により、……我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る」としています。このような考え方については、どう思われますか。

まず、「我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている」という部分に関しては、本当にそうなのか、かつての冷戦時代と比べて武力行使要件を変更しなければならないほどの切迫した事態が本当にあるのか、冷静かつ客観的に検討されるべきだと思います。

また、他国が武力攻撃を受けたからといって、直ちに我が国の存立が脅かされたり、国民の生命・自由等が根底から覆されるという事態を想定することは困難です。政府も何も例示していません。「我が国の存立を脅かす」という言葉を使っていることからして、他国への武力攻撃で日本へのエネルギーや食料の供給に困難を来すような場合も含めて想定していると思われる、実際、政府が公表した「想定問答」問11では「我が国の存立を全うし、国民を守るために、武力の行使に当たるものであっても、シーレーンにおける機雷掃海や民間船舶の護衛は必要不可欠」とされていますが、エネルギーや食料のみならず経済的な相互依存関係がこれだけ高まっている現代の国際社会においては、そうした事態は際限なく広がる危険性があります。かつて日本は、「満蒙は日本の生命線」というスローガンを主張し、他国における資源権益を確保するために日中戦争や太平洋戦争に突入していききましたが、それと変わらない事態が今後生じていく危険性があると思います。

——「7.1閣議決定」では、自衛の措置の発動の新3要件として、①我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、

自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまること、としています。この新基準については、どのような問題があるとお考えですか。

第1の問題点は、集団的自衛権を行使する際に重視されるのが、国民の生命や自由等の直接の危険よりも「我が国の存立を脅かすか」どうかの判断である、という点です。

①の要件では、「我が国の存立が脅かされ」という要件にプラスして「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」という要件が必要であるかのように見えますが、政府の「想定問答」問7では、国の存立と国民の生命等とは表裏一体であり、国民の生命や自由等は加重要件ではないと明言しています。つまり、集団的自衛権の行使等の武力行使の判断においては時の政府の「我が国の存立が脅かされ」という判断こそが重要であり、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」というものはその結果として擬制される、ということです。先ほど述べたように、他国が攻撃を受けることで、我が国の国民の生命・自由等が直接は危険に晒されなくても、日本へのエネルギー（石油等）や食料の供給に困難を来す事態はあり得ます。そのような場合でも、時の政府が「我が国の存立が脅かされ」と判断すれば、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」も擬制され、我が国から紛争相手国への武力行使ができる、ということになります。

それでは満州事変における「満蒙は日本の生命線」というスローガンと同じではないか、と懸念されるわけですが、①の要件で「国民の生命、自由……が根底から覆される明白な危険」という表現があるために、マスコミや国民に重大な誤解を与えるリップサービスとなっているのではないか、そういう疑問が拭えません。

第2の問題点は、①の要件の表現では、具体的かつ明白な「行使の基準」たり得ない、という点です。個別

的自衛権の場合は、我が国が攻撃されたことがきっかけになって行使され、この「攻撃の有無」は、一義的で客観的に判断できます。これに対して、本閣議決定が認める集団的自衛権を発動する要件は、攻撃を受けた国が「密接な関係にある」こと、我が国の存立が脅かされる「明白な危険がある」ことであり、それらを「政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断する」とされています（政府「想定問答」問3）。しかし、「密接な関係」も「明白な危険」も極めて抽象的な概念であり、一義的・客観的基準にはなり得ず、その判断を時の政府に任せるならば、これまで憲法9条が営んできた「戦争に巻き込まれない」という歯止めが機能しなくなってしまう。

第3の問題点は、他国間の戦争に巻き込まれる危険が大きい、という点です。

政府の「想定問答」問4でも問われていますが、答えとして示されているのは武力行使要件の判断方法だけで、「戦争に巻き込まれるかどうか」という問いには答えていません。実際、集団的自衛権を行使し、他国の紛争相手国に対し武力行使をすれば、それ以降は我が国もその紛争相手国にとって敵となるのであり、それまでなかった我が国への直接の攻撃が始まることは十分あり得ます。他国の武力紛争に武力介入すれば、その武力紛争に巻き込まれていくことは必然的なのです。

第4の問題点は、時の政府が新3要件をクリアしたと判断すれば、地理的制限もなく、また集団的自衛権に限らず、「自衛の措置」の名目で海外での武力行使が容易にできてしまう危険性がある、という点です。

政府の「想定問答」問10は、先に政府が示した集団的自衛権の行使事例である8事例全てを容認していますし、新3要件をクリアすると時の政府が判断すれば、他国の領域・領海でも武力行使ができ、地理的制限もないことを暗に認めています（問12、13）。

政府の「想定問答」問12では「新3要件に照らせば、我が国がとり得る措置には自（おの）ずから限界がある」

とも述べていますが、それで歯止めがかかっているでしょうか。元々その新3要件自体が曖昧なのですから、問いをもって問いに答えるようなもので、「問答」になっていません。これは、新3要件が規範として意味をなさないことの証左だと思います。

——最後に、政府が憲法解釈を変えること自体はこれまでもあったし、可能だという意見もあるのですが、この点はどう思われますか。

解釈変更の「必要性」と「許容性」があるか、という問題だと思います。

「必要性」について、本閣議決定は安全保障環境が変化したと言いますが、我が国の領土を巡る周辺国との問題は本来日本の個別的自衛権の問題であって、集団的自衛権の行使を容認する必要性にはつながりません。その意味で、現時点でそのような解釈変更を行う必要性が本当にあるのか、もっと検証されるべきだと思います。

また「許容性」については、これまで述べてきたように、今回の解釈変更は憲法9条の武力行使の限定規範として意味を失わしめるものだと私は思いますが、そのような解釈がなぜ許されるのか、もっと検証されるべきでしょう。1954年に自衛隊が創設されて以来、これまで政府が行った憲法解釈の変更は文民条項（66条2項）を憲法の趣旨により合致するように厳格化したものだけです。今回はそれとはまったく意味合いが違います。

憲法9条は本来、国民の生命・自由・幸福追求権を保障するための手段を、武力行使以外の方法に制限したものであり、少なくとも海外での武力行使以外の方法で目的を達成するように国家に命じた規定だと思います。それなのに、今回の閣議決定は、抽象的な新3要件を満たすと時の政府が判断すれば、「自衛の措置」として集団的自衛権のみならず海外での武力行使が可能と解釈してしまっており、憲法9条の立憲主義的存在意義を無にしたに等しいと、私は思います。つまり解釈の変更で許されるようなものではないということです。

パネルディスカッション

「平和憲法の行方～今、弁護士会のなすべきことは？」

2014年7月14日開催 夏期合同研究全体討議より

パネラー 伊藤 真 (36期) 田島 正広 (48期) 長谷川 弥生 (63期)

コーディネーター 伊井 和彦 (37期)

*敬称略

伊井：まず、本日のパネルディスカッションの趣旨についてご説明します。

本年7月1日、政府は「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」という閣議決定を行い、その中で「憲法第9条の下で許容される『自衛の措置』の要件」について、歴代内閣が踏襲していた憲法解釈を変更し、個別的自衛権のみならず、集団的自衛権の行使や集団的安全保障への武力参加すら可能とする決定を行いました。今後は、この閣議決定の法制化の作業が来年にかけて進められるものと思われま

す。これに対し、日弁連及び東弁は、立憲主義と恒久平和主義の観点から、閣議決定という方法や集団的自衛権の行使を認めること自体について、これを批判し抗議する会長声明を発表しており、一弁・二弁・大阪その他全国の単位会でも、同様の会長声明や意見書が閣議決定の前後に出されています。

しかし、弁護士会の公的見解はこういう形で出されていますが、実際に弁護士会の内部でざっくばらんに話をしていると、必ずしもそのような意見ばかりではありません。現実の国際情勢を踏まえ、憲法第9条の現実的な改正や集団的自衛権の容認自体は必要だという考えの弁護士も、少なからずおられます。また、現在の弁護士会の多数を占める若い世代の弁護士からは、「弁護士会の中では憲法に関して率直な本音の意見を言いにくい雰囲気がある」という意見も聞かれます。

このような、特に中堅世代以降で、弁護士会の中で憲法について本音を語ることがタブー的な雰囲気があり、それがそのままにされていることは、10年後あるいは20年後の弁護士会の憲法議論を考えると、大変心配です。

育った時代や回りの環境、受けてきた教育等から、世代によって憲法に対する「思い」や価値観が違うことはあり得ることですし、同じ世代でもいろいろな意見があります。大切なことは、その「違い」を互いに「理解できない」としてタブー視せず、それぞれの世代が本音で語り合い、自分たちの「思い」を伝える努力をすること、それがこれからの弁護士会の中で必要だと思います。そこで、本日のこのパネルディスカッションを企画しました。

僅か1時間のディスカッションなので、ほんの触りしかできないかも知れませんが、東弁のみならず各団体での同様の議論のきっかけになれば幸いです。

それでは、本日のパネラーをご紹介します。36期伊藤真さんについては、先ほどの基調報告で、そのお立場・お考えはすでに皆さんもお分かりだと思しますので、あとのお二人について、自己紹介を兼ねて、期とお名前、憲法9条や安全保障についてのご自身の基本的な考え方、あるいは本シンポの企画趣旨についてでも結構ですので、簡単なごあいさつをお願いしたいと思います。

長谷川：63期の長谷川弥生と申します。私自身はそれほど若くはないのですが、期が若いというところで参加させていただいています。同期の人とか、あと学生の若い人たちと話すこともあるので、その方たちの意見などをお伝えしたいなと思っています。集団的自衛権については、私はまったく反対の立場です。

憲法についてざっくばらんに話そうという機会はとても重要だと思っていて、この企画は素晴らしいと思います。よく9条の会などに参加することがあるのですが、やはりこういう憲法問題に熱心な方たちの

集まりというのは、概して反対の意見を言いにくいような雰囲気があって、それで話も難しいし、「まあ、いや」という感じで若い人の関心が薄れているようなところもあるのではないかと考えています。

田島：48期の田島でございます。私の立場としては、立憲的改憲派であり、立憲主義を進めるための憲法改正ということについては、真摯に議論する用意はあるという立場になろうかと思えます。従いまして、今回のような形で、憲法解釈の変更によって実質的に9条の規範性というものを喪失させるという閣議決定を行うことについては、反対ということになります。

私は、軍事力の正面からの肯定とか、集団的自衛権の行使、さらには国連の集団安全保障措置というもの、こういったものは賛成する方向性、肯定する方向性で議論していくべきだと思います。

その根拠はどこにあるのかということになってくるわけですが、まず国家というものが当たり前の形として持つべきものだからというのが、私の率直な見解です。

日本は先の大戦で大変な失敗をしました。ですから反省しなければいけないところは山のようにあるし、またアジア各国、特に中国や韓国からは今でも恨まれている、それは当然のことだと思っています。

でも、そこから何を学ぶべきなのかということに関して申し上げれば、「軍事力を持っていたからあの結果になったのか」ということなんです。その部分に関して、私はそれをイコールにするつもりはありません。

むしろ私は、時計の針をペリー来航まで戻すべきだと思っていて、この国が軍事力というものを持ったおかげでどういう結果になったかといえば、先の大戦では失敗しましたが、それに至る過程においては、列強の帝国主義の侵略から独立というものを守ることができた、そして発展をすることができたという、重要な結果があるわけです。その流れを、先の大戦の失敗だ

けをもって、すべて全面否定するということには、私は反対なのです。

では、先の大戦で何を失敗したのか。これは、軍事力に対するコントロールというものができなかったということに尽きるのだらうと思っています。

先の大戦の当時の大日本帝國憲法は、天皇主権、すなわち人の支配になりますが、当初は藩閥政治から元老の時代を経て政党政治に至る過程でサポートがしっかり行われていて、それが故に軍事力の暴走も起こらなかった。しかしながら、政党政治が混乱期を迎え、不幸なことに関東大震災があり、そしてまた世界大恐慌が起これ、軌を一にして、ドイツやイタリアなどでは新たな国家社会主義的な勢力が台頭し、そういった流れの中で、我が国においても植民地がもっと必要だという考えが強くなっていきました。そして、世界恐慌を生き抜くために、しかも世界が市場を閉ざして自国の植民地との貿易というものを独占するというスタンスを再び強め始めた時期においては、満州が必要だというような状況が生まれ、軍事力のコントロールが効かなくなってしまった、それが失敗だったと思うのです。

この軍事力に対する民主的コントロールという問題だけで、すべて解決すると言うつもりでもないのですが、民主的コントロールという観点で言うならば、重要なものとして挙げておきたいのが、コントロールの前提としての民主的基盤の堅持という部分です。特定秘密保護法のような形で、どこまで国民に情報が開示されるのかが分からないという事態になったり、国政選挙における一票の価値の大変な格差の問題も解決していない、果たしてこの国の民主的基盤というものは、本当にこれで安心していただけるものなのかということに関して、私も非常に危惧感を覚えます。

そのような状況ですから、直ちに全面的に改憲して、全面的に集団的自衛権を行使できる国にしましょうとはなかなか言いづらいところです。でも、そこは車の

両輪として解決していかななくてはいけない問題なのではないかなと私は考えています。

伊井：田島さんは、ご自身のブログでも、今回の憲法解釈変更の閣議決定というやり方で進めることについては強く反対をされているんですが、集団的自衛権、あるいは海外における武力行使も含めて、軍事力に対する民主的コントロール、それができるように、例えば憲法改正して、きちんとそれを定めれば、積極的に活用されるべきというお考えと理解しているのですが、そういうことでよろしいですか。

田島：もちろん基本的にはそういう立場でありまして、であるが故に、その民主的基盤をしっかりと同時に維持、そして発展させなければいけないということになります。

伊井：そういう民主的コントロールを確保さえできれば、集団的自衛権やその他の防衛力、自衛力、戦力も持つべきだというお考えの背景には、いわゆる中国や北朝鮮の軍事力の脅威とか国際情勢の変化というものを踏まえ、日本の防衛、あるいは抑止力の面では効果があるという理由もあるのでしょうか。

田島：私は、外での集団的自衛権の行使をもって日本周辺の脅威の確実な回避を説明しようという論ではなく、それが日本の安全保障上抑止力になるのかどうかは、よく考えてみなければいけないと思っています。世界にはいろいろな問題があるので、冷戦が終わって、地域紛争が激化して、あるいは新たなテロリズムというものがどんどん出てくる中で、国際社会においてそれぞれの国が置かれている状況を見据えての議論になるのだろうと思っています。

スイスのように永世中立をとって、国連にも加盟しません、経済制裁などをやるということは中立義務に



コーディネーター
伊井 和彦 会員

違反しますからという選択肢を採ることができる国は、それはいいですね。

日本が同じ道を歩めるのかということ、ロシア側から、あるいは中国から日本列島というのを見たときに、非常に邪魔になるところに日本列島というのは存在していて、非常に魅力的な場所なのだろうと思えるということは否定したい事実であって、そういう地政学的な部分を考えてときに、取り得る道が果たしてどういう道なのかというところが、むしろ重要な視点として存在しています。ここからお尋ねのように、日米関係を強固にして外で日本が集団的自衛権を行使することが日本の安全保障上の抑止力になるという話にすり替わってしまうのかもしれませんが、日本有事の場面は、日本の個別的自衛権の行使をアメリカが集団的自衛権で支える場面なので、日本が外で集団的自衛権を行使すれば、アメリカのそれも確実に期待できるとい保証がある訳ではないように思います。

伊井：あと海外における武力行使でよく言われるのが、国際平和維持活動、いわゆるPKOとか、あるいは国連安保理決議による強制措置への参加といった形で、もっと日本は貢献すべきじゃないかという意見もあるわけですが、この点も武力行使への民主的コントロールができれば、むしろそういうことは参加していくべきだというお考えでしょうか。

田島：はい、参加していくべきだという考え方になります。ただし、戦前は戦争というものは個別的自衛権の行使の名の下に行われ、そしてまた戦後は集団的自衛権行使の名の下に行われる例が圧倒的多数となっていますから、やはりそこはよくよく考えて検討できる機会というものがなければいけない。国連の平和維持活動での武力行使がどこまで許されるのかについても、自衛の名の下に侵略に渡ることがないように、本来憲法

論議をすべきと思っているので、その意味で民主的な議論、そしてまた国会での論戦というものが非常に重要な意味を持つと思っています。

伊井：田島さんは48期でいらっしゃいますよね。私もいろいろなところでいろいろな弁護士と話をしている、実は40期代後半から50期代の方々には、田島さんと同じ考え方をされる弁護士も少なからずというか、もしかしたら相当たくさんいらっしゃるようにも感じているのですが。今までいろいろな人と話してきた中で、田島さん自身は、自分の周りや近い世代、あるいは若い世代の人たちと話をしてきた中で、そういうことをお感じになりましたか。

田島：そうですね。それは感じるころはあると思います。

伊井：長谷川さんは63期ということで、先ほど、なかなかそういう若い期の人たちは弁護士会のこういう議論に参加しづらいというか、意見を言いづらい、そういう雰囲気があるという話もありましたけれども、まず長谷川さんご自身は、今の田島さんのような考え方について、どういうふうに思われますか。

長谷川：私は4月にベルギーで行われた国際民主法律家協会に参加してきたのですが、そのときに、日本の憲法9条というのが、私たちが思う以上にとても評価をされていて、今後の世界を紛争のない世界にいくために、日本の弁護士はもっと出てきてしゃべるべきじゃないのかというような意見がたくさんありました。

まあ、そういう弁護士が集まっている会だったということもあるのですが、究極的には武力で何かを解決していくという時代からはやっぱり変えていかなくちゃいけないのじゃないか、私自身はそう思っていま

すので、ちょっと田島さんのお考えには賛成できないところがあります。

またこの間、フランスの大学で日本の憲法9条であるとか、今、国連で話がされている平和への権利であるとかについての講義に参加する機会があり、そのときに若い学生たちと話をすることがあったのですが、日本から来ている留学生が言っていたことがとても印象的でした。

20歳くらいの男子学生だったのですが、「日本が集団的自衛権で外国で戦争するということは反対けれども、世界にまだ紛争があることはあって、PKOなど誰かがやらなくちゃいけない仕事があるのに、そしてそれによって平和が守られているのに、日本は憲法があるから参加できませんと言って何もなくていいのかと、フランスでいろいろな国の学生と話をしていて、自分の考えが変わった」というふうに言っていました。そういう若い人たちも多いのじゃないかなというような気はいたします。

伊井：長谷川さん自身は、やはり集団自衛権等については否定的な立場だと思われるのですが、ただ、中国とか北朝鮮の軍事的脅威があるじゃないかという話はよく世間でありますよね。今回の閣議決定後の街角のインタビューでも、賛成だと答える若い人たちが結構多くて、その理由のほとんどが中国、北朝鮮を挙げていましたけれども、そういう脅威というのは、長谷川さんはお子さんもいらっしゃるからお聞きしていますけれども、弁護士の立場だけでなく、女性や母親という立場から見て、そういういざという時の脅威というのは、何か感じることはございますか。

長谷川：例えば子どものお友達のお母さんとかとしゃべっていると、やっぱりマスコミの影響が大きいのか、憲法9条があるといっても北朝鮮から実際にミサイル

が飛んできたらどうするのなどと言われると、私としても答えに困ることはやはりあります。でも一方で、お母さんたちの中にはやっぱりいざ徴兵制ということになったら、自分の子どもが行かなくちゃいけないと困るとか、今、高校生の子なんかは、本当に自分たちが行かなくちゃいけないかもしれないと不安に思っているというようところで、自分たちの声が政治に届いていないということも感じているように思います。

伊井：今日は、あえて弁護士会の中であまり正面からこういう形で議論されることがなかったタブーに挑戦しようと思ひまして、田島さんには結構大胆なこともご発言いただいているのですけれども、ただ、弁護士会の公式見解とは違う、田島さんのようなご意見も、実は今の弁護士会の中でも決して少なくないということを僕は理解した上で、そこからどう対話をし、どうお互いの理解を深めていくかということを進めていかなきゃいけないと実は思っているんです。それを前提に伊藤さん、田島さんのご意見をお聞きになって、まずどのような感想を持たれましたか。

伊藤：私は田島さんとはもう5～6年になりますか、慶應義塾大学の大学院で小林節先生のゼミで同席させていただいて、毎週のようにこうした問題について議論を共にさせていただいてきました。

その中で、小林先生はいわゆる改憲派の憲法学者、研究者として著名でございますが、最近「自分は護憲的改憲なんだ」とおっしゃって、改憲と言っても立憲主義のベースを維持しなければならないと強調されています。その点は、田島さんもまったく同じで、立憲主義というところを堅持しながら、いかに軍事力をコントロールしていくのかという、その点でずっと一貫されています。そうした1つの柱を持っておられるという点で、本当に尊敬しています。ただ、いろいろと議

論をさせていただく中で、今日もお話が出ましたが、私は2つ感じたところがありました。

1つは歴史の針を戻して、ペリーの来航のときからというところから軍事力、軍隊というものがこの国に果たしてきた役割、それをもう一度、マイナス面だけじゃなくて、独立国家としてまた繁栄してきた、そのプラス面も評価すべきではないのかというご指摘をいただきました。歴史の評価としては、そういう面も確かにあるのだろうというふうに思っています。

ですが、私はやはりその軍隊のありようや国家のありようというものは、時と共に、時代と共に変化していくべきだし、また発展、進化していくべきだろうと思っています。ですから、軍事力というものをどうしても置かざるを得なかった帝国主義の時代の中で、日本が独立を守っていくために一時期必要であった。こういう時代があったことは十分承知しているのですが、それがこれから先も21世紀、22世紀とずっとそういう形でいいのか。それはまた違う話ではないかなと思っています。

19世紀、20世紀の国際社会のありようがどうだったのか。そこからより進化させたものを私たちとしては提案していく、世界に向かって発信していくということもあっていいのではないかと考えています。

2点目は、軍事力をいわゆる文民統制、シビリアンコントロール、民主的にコントロールしていくことが可能なのだろうかという点についてですが、私はそれは不可能だと考えています。また、仮に可能であったとしても、軍事力を手段として、道具として使うべきではないだろう。その2点において、意見が少し違います。

そもそも、軍事力をコントロールするためには桁外れな情報や判断能力、また専門知識が必要であり、軍事機密として情報統制が行われる中で、政治家を含む市民がシビリアンコントロールをするということ自体が幻想であると思っています。



パネラー
田島 正広 会員

そして、やはり軍事力を持つと、当然それは軍需産業、利権というものといわば不可分になるであろうと思います。昨今の武器の輸出というところで、ずいぶん軍需産業はこれから活況を呈してくるのではないかとこの点もありますけれども、利権と結び付いてしまった場合、本当にこの国の国益や国民の生命、自由、財産、幸福追求を守るために軍事力を行使することにつながるのか。むしろ利権のために軍事力を行使することになってしまうのではないかと。正しい判断が利権抗争に引きずられてできなくなる恐れが多分にあると考えています。

かつては戦争が起こるから軍需産業は栄えるなんて言われていましたが、今はまったく逆で、軍需産業を維持するために戦争が引き起こされると言われて久しいです。アメリカの現状を見ていても、そのように感じます。

それから、やはり民主的なコントロールということ自体が持つ危うさ。言い換えれば、人間、国民、私たち自身の不完全性というものです。私たち人間は完璧ではありません。ですから私たち自身が情報操作、ムード、雰囲気流されてしまっていて、正しい判断ができない恐れを常に持つべきではないかと考えています。

ですから、そういう意味で正しい判断ができない中で、つまりムード、雰囲気流されてしまう中での民主的コントロール、国民の民意、真意を仮に反映したとしても、その結果が国民に対して大変な被害をもたらしてしまうということもあり得ることだし、過去の経験からもそのようなことを人類は繰り返してきたのではないかと思います。

それらの理由から、私は、そもそもシビリアンコントロール、文民統制というものが幻想であると考えています。軍隊を民主的にコントロールするという方法を採用すること自体が違うのではないかと、そうであればこそ現行憲法第9条は「一切、軍事力を持たない」という選択をした、その憲法の趣旨をどう形にし、世

界に発信していくべきなのか。そちらの方が重要ではないかなと、私は個人的に思います。

伊井：田島さん、確かにそういう民主的な統制ができれば軍事力も有用になり得るという考え方はあるかもしれませんが。世界の国の中で、それができている国も、もしかしたらあるのかもしれない。だけど、伊藤さんが言われたように、それが果たして可能なのかという疑問もやっぱりありますよね。

田島さんの中ではどういうふうになれば、例えば憲法をどういうふうに変更すればそれが可能だとお考えなのでしょう。

田島：そのお話をさせていただくに当たって、今の伊藤さんのお話に対して、私の意見を少しだけ述べさせていただきます。まず情報量、判断力が桁外れというお話がありました。情報がしっかりと開示されないということが起こるかということ、第2次大戦末期のようなことが起こります。日本は勝っている、台湾沖で空母を10隻沈めたなど、そんな誤った情報を流して戦争を継続していた。そこに問題があったのであって、民主主義国家では政治的批判の契機として国民の「知る権利」がしっかりと保障されなければいけない。その情報開示が、特定秘密保護法のような危うい形のままで果たして良いのかということについては、私は重大な懸念を持っています。

また、今の日本の軍事費はいったいどうなっているかというと、高い武器を購入する、開発費も全部自国だけに掛かってくるという状況です。もっと世界に日本が信頼できるパートナーをつくって、武器を共有していく形を取ることによって、平和のために使う方法だってあるのではないかと思います。もちろん、相手も、出すものも、よくよく選ばなければいけない。改憲論議の上での話です。

それから民主的コントロールの危うさのお話ですが、今の国会を見る限り、そういう民主的コントロールができるか、正直自信がありません。しかし、民主主義国家としての独立国家である日本が、その部分が危ういからといってそこを避けてしまっているのだからかと思えます。世界には普通に軍隊を持って民主主義をやっている国は山ほどあります。その中で、何で日本だけがそうなれないのかなという部分が、むしろ残念なんですね。

そういったところを踏まえて憲法改正の在り方として一言申し上げると、個別的自衛権でも集団的自衛権でも、自衛権の名の下に戦争が起こってくる訳ですから、自衛権行使であれば憲法上は許されるなどという発想に立つこと自体ナンセンスだと思っていて、そこも含めての民主的コントロールというものを実現するような憲法改正が必要だと思っています。

例えば、その手段として、国会の事前承認を原則とするのか、あるいは事後承認でもいいから何十日以内に事後承認が得られなければいけないという形を取り、それが実現しない場合には内閣総辞職とする。そういうような形で、つまり内閣不信任案可決の場面とまったく同じような形で、憲法を改正していくという発想があっているのではないかなと思っています。

そうすれば、その段階で民意も問うことができるでしょうから、国民の民意によって戦争を止めるということ、始まったばかりの戦争を30日ぐらいで止めるということができると思っています。

伊井：僕らのイメージでは、権力というものは常に暴走する、常に腐っていく可能性がある、だからこそ武力を持たせることは危険だという思いがあるんですね。それをどう止めるかということ考えたときに、民主的コントロールという言葉、それが何を意味するかが、大事なことだと思います。



パネラー
伊藤 真 会員

下手をすると、国会の承認があれば良いということにもなりかねない。しかし、国会が常に民意を表すかと言うと、例えば集団的自衛権行使については今の国会議員の8割くらいが賛成だと言われていますが、国民の世論を問うと、反対だという人が6割くらいありますよね。今の政情や制度の中では、必ずしも国会イコール民主的コントロールの根拠にはならない気がします。

そのような、武力行使に対する民主的コントロールという言葉の危うさについては、伊藤さんはどうお考えになりますか。

伊藤：田島さんの言われる民主的コントロールというのは、選挙制度等も含めて国民の民意がきちんと反映するような制度と、そしてまたそこでの判断が必要な情報もちゃんと開示されるような情報開示の基盤ができて、かつ、主権者国民の民意が正しく反映されるという仕組みができることを前提に、ということだろうと思います。

しかし、仮に憲法を改正して、例えば戦争をするかどうかは国民投票で決めるという条文を入れれば、一応民主的な意思決定だということになるのでしょうか、私は、それができたとしても、正しい判断ができないのが人間だという考えです。権力が濫用されて危ないというのはそのとおりですが、例えばヒトラーが、国民投票によって大統領に選出されたように、私たち市民がその権力を支える側になることもあり得る。そういう意味では、合理的・自己抑制的にあえて自分たちをあらかじめ縛っておく、自国が侵害されたとき以外は海外に武力行使を一切しないという明確な縛りをかけておくということが、それなりに意味のあることなのだと思います。

伊井：長谷川さんのような若い世代が今のお話を聞いていて、今の政治家がそもそも信用できるのか、国

民がそもそも信用できるのかということも含めて、どのような感想を持たれるか、一言お願いできますか。

長谷川：とても難しく困るのですが、私は、軍事力というのは一度でも行使してしまったら、もう終わりだと思うのです。例えば、軍事力の行使に原則国会の承認がいるとしても、例外的に事後的な承認を得るといった場合がどうしても出てきてしまうと思います。そうすると、捨て身の覚悟でというか、内閣総辞職でもいいやということで、1回とにかくやっしまえ、みたいな人が出てきたときに、国会の承認が必要、という規定はまったく意味をなさないのじゃないかなと思うのです。私はやっぱり、民主的コントロールというのは不可能ではないかと思っています。

伊井：ちょっと別の観点から聞きますが、先ほど田島さんの方から、集团的自衛権や集团的安全保障だけではなく、国連の平和維持活動への参加等も含めて、日本の役割として、今は武力行使にかかわるものが一切できないという形になっているのですが、もう少し積極的な役割を日本が果たしていくべきではないかというお話がありました。この点については伊藤さんはどういうふうにご覧になりますか。

伊藤：私も、国際社会において日本が積極的な役割を果たすべきだという点については、まったく異論もないですし、世界の貧困の問題や教育、医療、構造的な暴力というものを解決するための積極的な活動というのは、今まで以上に進めていかなければいけないと考えます。ただ、積極的に日本が国際社会にかかわっていく手段として、武力行使という手段を使って国際社会にかかわっていくということは、どのような場合であっても行うべきではないと考えています。

少し前まで、私の中には少しだけ躊躇がありました。

それは人道目的による介入における武力行使の場合です。1994年のルワンダの虐殺、その時は国連や国際社会が躊躇したが故に7百数十万人の人口のうち80万人とも100万人以上ともいわれる人が虐殺されて、本当に大変な事態が起こってしまいました。あの時に世界が見て見ぬふりをしたのは、自国の利益にかかわらないからであって、それで介入しないということなのか、やはり武力行使を伴う人道的な介入というのがあり得るのではなかろうか。それが私の最後の悩みどころではありました。

ですが今は吹っ切れて、人道的な介入という目的も含めて、少なくとも日本は武力行使をするべきではないという考えを取っています。人道的介入という名目であったとしても、ほとんどの場合はそれぞれの国の利権、背後の別の目的があることが圧倒的であろうと思いますから、そこに日本がかかわるべきではない。また、人道目的での介入が行われた後の状況が、果たしてその介入を受けた国にとって幸せな状況になっているのか、そこをもっと解明しなければいけないだろうと思っています。結局、最初から武力介入していくような紛争というものは、本当に正義の目的にかなうのか人道的といえるのかについては、極めて疑問だということが一番の理由です。

人類が進むべき方向というものは、軍事力や武力による紛争の解決ではない方向で物事を解決していく方向であるはず。人類の発展・進化の過程として、日本がそれを目指していく、これだけの大国でありながら武力行使は一切しないという意思を外に向かって鮮明にしていくことは、私はとても意味のあることだろうと考えています。

より根本的には、力による紛争解決を国際社会がしないということは、同時に国内においても力による紛争解決はしないということ、根本の発想は同じだろうと思っています。様々な力を理不尽に行使して物事を

解決しようとする、その根底の発想自体が違うということ、人間は学んでいくべきではないかと。

家庭の中の暴力、DVの問題もそうかもしれませんし、学校の中の暴力の問題もそうかもしれませんし、企業の中のパワハラなどもそうかもしれません。何か力で弱い者をねじ伏せて問題を解決していこうという根本の発想自体が、すべての人権の下支えとして間違っている。憲法9条と前文の平和的生存権は、すべての人権の下支えとして、国内においても極めて重要な意味を持っていると思っています。それなのに、海外での武力行使は許されると言ってしまうたら、根底からその理念が覆されるだろうと思います。

私は日本がとても好きです。その日本が、力によって解決するという、西欧諸国がずっとやってきたことをまねする必要はないのではないかと。日本だけがそういうことができなくて情けないというような風潮が世の中にあるように私も思うのですが、逆です。日本は武力を行使しない、それはすごいことなんだ、むしろ名誉あることで誇りに思っていることなんだと。

伊井：ありがとうございます。私も個人的な考え方は、伊藤さんとほぼ同じですけど、ただ現実を見て思うことは、例えばイラクのクウェート侵攻の時の話ですけど、確かにあれは石油利権をめぐる争いであって、別に正義のために世界の国々がクウェートで戦ったとは全然思っていないんですが、しかしあの時に、世界中の国が武力介入をしなかったらクウェートという1つの国が消えていたかもしれないということを考えると、その現実はどう受け止めたらいいのだろうということは頭のどこかにあるんですね。

それと同じように、今、世間一般の人々が、現実問題としての中国や北朝鮮の軍事的脅威というものを、みんな漠然と感じている。その不安が消えないから、特に若い世代では、やっぱりそれなりに力を持つべき

じゃないかという話も出てくるわけです。この中国や北朝鮮の軍事的脅威論は、一部のマスコミによって大袈裟に煽られた気がしますけれども、そのことが今回の集団的自衛権の行使や憲法改正の話にまでつながっているような気もするのですが、伊藤さんはどうお考えでしょうか。

伊藤：まさにつながっているのだらうと思います。集団的自衛権と尖閣諸島の問題は、本来は何も関係ないはずであるにもかかわらず、あえてそういう不安をあおることによって一定の方向へ持っていこうとしている。まったく論理的ではないけれども、中国脅威論という不安を煽ることによって、海外での武力行使ができるようにするという目的を実現しようとしているのだらうなと思います。

私は、国際情勢の脅威論、日本を取り巻く国際情勢が大きく変化したじゃないかという認識自体、議論の余地があるだらうと思っていますし、特に中国脅威論というものに関しては、やはりかなりメディアによって作られたものという側面があるのではないかという認識は持っています。

ちょうど尖閣諸島の問題が一番大きく、特に中国で暴動などが起こっていた時に、私は自分の塾の塾生を連れて中国にスタディツアーに行っていました。その尖閣諸島の問題で、中国のあちこちで暴動が起こって大変な状況だぞということが報道されて、学生たちを連れて行って大丈夫なのかどうか、親御さんからも心配されたりしていました。

でも、そういう時だからこそ現実に中国に行って、現地が今どうなっているのかを見てくる意味があるんだと言って、塾生を連れて中国にスタディツアーに行ったのですが、行ってみて本当に驚きました。一部で声を上げている人たちはいましたけれども、市民はまったく今まで通りフレンドリーでしたし、何も変わっていない。



パネラー
長谷川 弥生 会員

メディアというのは、ある部分の暴動などが起こっているところだけを取り上げ、それを何度も何度も報道します。日本でそれを見ていると、何か中国全体で大変なことになっているように見えてしまう。逆に中国のテレビを見ていたら、日本では中国脅威論を理由に中国大使館の前で大変なデモが行われているといった部分だけが、強調されて報道されていました。メディアの情報というのは、一部だけを取り上げているところが大きいんだと、つくづく思いました。

昨日も実は中国から来た留学生といろいろ話をしたのですが、これだけ中国とのかかわりが厳しい状況ではあっても、日本で本当に勉強したい、両国の架け橋になりたいと思って日本で勉強している留学生も大勢います。ですから、中国脅威論は、ある一面のところだけがメディアで拡張されていて、私たちがそれを中国の全体像と見てしまうのはまずいだろうと思います。

もちろん、中国は中国なりの考え方で南沙諸島、その軍備、海洋進出ということを考えているのでしょうし、そういう事実に対してどう対処すべきなのかということは、一方では考えなければいけないことだと思います。しかし、その対処としては、なぜ中国がここ数年間で軍事費を4倍にも増大させ、空母もつくって海洋進出しようとしているのか、そのあたりのことをしっかり考えながら、やはりそこは外交ルートも含めた形での抑止というものを考えるべきなのではないか。

抑止力とは、常に軍事的抑止力ばかりが抑止力ではないだろうという思いを持っています。残念ながら今の政権は、中国との間で首脳会談もまったくなされていない、異常な状態です。にもかかわらず、軍事的抑止力だけを強調し、それだけで中国を押さえ込めるかのごとき幻想に、私たち国民も惑わされてしまうのではないか。

もっと現実を見なければいけないと。特に中国との関係では、経済において相互依存しているという現実。そ

れからもっと言えば、永久に隣人であるという現実。50年後、100年後、200年後、500年後、中国とどういう関係で私たちはあるべきなのかということまで考えて、では今どう対応すべきかという、長い歴史的なスパンの中でのものを見ていくということも、中国脅威論というものに対処する上では必要なのではないかなと思います。

伊井：次のテーマにいきます。弁護士会の中でも、憲法に対する見方、価値観、会員の中でもいろいろあると思うのですが、今日壇上に上っているメンバーも、全員戦後生まれの戦争を知らない世代ですね。

先日、憲法問題対策センターの委員会で今日のこのパネルディスカッションの進め方について意見を聞いていた時に、ある戦前生まれの委員から、戦争というものについてどういうイメージを持っているのか、ぜひ皆さんに聞いて欲しいと言われたんですね。おそらく、武力行使という言葉が簡単に使って議論しているけれども、それが現実になればどういう事態が起こるかということについて、どういうふうにイメージして言っているんだと、そういう心配、ご懸念からのお話だったと思うのですが。

もちろん、世代だけでくくることもできないとは思いますが、やはり戦争を経験している世代、戦後の混乱期に育った世代、伊藤さんや私のように昭和30年代～40年代に育った世代、それ以降の昭和世代、さらには最近の平成世代というものの中で、憲法というものに対するこだわりとか、価値観とか、思いとか、普段から考え抜く姿勢とか、何か違いがあると思いますか。戦争に対するイメージも含めて、どうでしょうか。

長谷川：私自身はもちろん戦争は知らない世代で、親も戦争を直接は知らない世代です。私の学校の先生もたぶんそういう経験を直接した人はいなくて、あまりそういう直接戦争を経験したことがある人からの話



を聞いたということがないんですね。私の中学生の娘に「戦争ってどんな感じだと思う？」と聞いてみたら、一番最初に出てきたのが、「食べ物なくなる」という答えで、戦争に対するリアル感というものが、私よりもさらに薄まっている気がしました。それは、日本が長年戦争をしていないということで幸せなことだとは思いますが、戦争に対するイメージはどんどん薄まっていくんだなと思います。

田島：戦争というのは、やっぱり人間の生命が損なわれるわけですから、当然あってはならないわけです。私は、そういうものをなくさせるためにも、国連の平和維持活動にも参加するべきだと思っていますし、その際に他国の軍隊に守ってもらって水を配るだけでは足りないと思います。それだったらNGOが行けばいいのであって、そういう意味では危険な地域にあえて入って行って、場合によっては発砲することもあるという状況の中で平和維持活動を行うためには憲法改正は必要だと、このように考えています。

集団的自衛権という問題についても、どういう場面で使うんだという、その場面によって意味が全然違ってきます。アメリカのように石油利権のためにとことん戦争するぞという政策に賛成するつもりは全然ないです。

ただ、軍隊のありようとか、武力行使のありようというのは時代とともに変化する、これは伊藤さんのおっしゃる通りだと思うのですが、戦争においては結局、エネルギー問題とか、市場とか、原料とか、食料とか、そういった問題が根本にある。太平洋戦争で日本がアメリカに対して引き金を引いたのは、アメリカから石油を禁輸されて半年で石油が尽きるという状況に追い込まれ、もうやらざるを得ないという状況になったためですから。

そういう意味で、逆に言えば自由貿易というものをしっかりとこの世界の中で推進していく。そして、日

本がしっかりとパートナーをどんどん作っていく。相互にそういう関係を維持、高めていくことが重要だと思っています。対中国という話もありました。中国に対して伊藤さんがお話しされたような関係を築いていく、そういった部分も重要だと思っています。その一方で、我が国は人権国家なので、人権外交をもっと展開すればいいと思うし、人権を蹂躪するところが中国においてあるならば、それはどんどん国連の場で糾弾すればいいと思います。

囲い込み外交もその一環としてやるべきだと思っていますし、そういった硬軟という部分をしっかりと外交交渉の中で持っていくのであれば、何で尖閣イコール、集団的自衛権イコール、アメリカと一緒に戦争という発想になるのか、という部分を回避することができるのではないかと、私は思っています。

伊井：伊藤さんのお考えは既にだいぶお聞きしているので、最後にまとめた形で伊藤さんにお話しいただくと思います。やはり、それぞれの世代によってもいろいろな考え方もあるし、価値観もあると思うのですが、弁護士会の中で、こういう世代を超えてお互いの思いを伝え合っていくために、今後どういう形で、今日のような議論をやっていったらいいのか。我々が、憲法問題について弁護士会として意見を出そうとするときに、いろいろな世代を含めて価値観を共有しながら、今後どういうやり方をしていけばいいのか。伊藤さんなりの何かお考えがあれば最後に聞かせてください。

伊藤：法律家ですから、事実に基づくというところから、それから理論面と、やはりその2つをきちんと踏まえるべきだと思っています。

事実面というのは、先ほどもお話が出ていたように、戦争というものの現実はどうなのか、それをきちんと次の世代に伝えていくということ。弁護士会内も含めて、

それは本当にやらなければいけないことだと思います。

それが無いから、70年ごとにどこの国も戦争するんだ、日本もそろそろ戦争をしないと其の痛ましきは分からないんじゃないの、一度戦争してみたらいい、徴兵制にしてみれば若者だって自分の問題だと感じるんじゃないの、などという意見も出てくるのです。

私はいつも塾生や学生に、島本慈子さんの岩波新書の『戦争で死ぬ、ということ』という本を勧めています。戦争で死ぬということがどういうことなのかということ、先の大戦やイラク戦争、近時の戦争も含めて、実際の当事者の方やご遺族の方の思いを聞いて、戦争は、国のために命を投げ出すとか、そんな尊いとか、崇高だとか、きれい事ではまったくくない。本当にむごたらしいし、悲惨だし、そこには何の正義もないということの現実がよく分かります。もちろんこれはルポタージュですから一面かもしれません。しかし一面でもそういうことを知ることは大切だろうと思って、いつも学生に勧めています。そんな事実を私たちはもっと知る、伝えていく。

もう1つは、理論の面を詰めていくということです。憲法との関係もそうですけれども、やはり安全と安心は違うということや、脅威論というものの煽りに乗せられないように理論をきちんと詰めていくということも、やっていかなければいけないことだと思います。私は、戦争と死刑や殺人はみんな同じだと思いますから、その「同じ土俵」と「違うところ」を考えてみる。死刑賛成、反対という人たちと、戦争賛成、反対という人たち、殺人についての考え方、そういう理論的な共通点と相違点がどこにあるのか。法律家集団として、そういうことも理論的にきちんと詰めて説明できるようにしていかなければいけないだろうと思います。

田島：すみません、私からも一言だけお願いします。私も立憲主義というものを大事にして、ビジョンをし

っかり持っていくというところが重要だと思っています。すなわち、これは同じことが護憲派の方に対しても言えることなのですが、日米安保条約というものによって、沖縄の基地問題というものが同時に存在している。その部分を見捨てて9条による平和を言うだけで、果たして本当にそれが崇高な理想を実現したものになるのかというのが、私の疑問点です。そういう意味では、そういった基地問題がどうやったら解決できるのだろうかということ、護憲派の立場からぜひ論証していただきたいと思っています。私は、改憲と自衛力強化、そして多角的な外交的努力を前提に、安全保障体制の段階的な調整をすることによって、日本からアメリカの基地を少しでも減らすことができるのではないかと考えています。そういうビジョンという部分をしっかりと大事にしていただきたい。立憲主義とビジョンの重要性を最後に申し上げさせていただきます。

伊井：ありがとうございました。今日は本当にこういう議論の端緒ということでお考えいただいて、今後も東弁の憲法問題対策センターではこういった議論ができる場を東弁の中で設けていきたいと考えておりますし、それだけじゃなくて各会や各団体でも、こういう問題について若い人が意見を言いやすい雰囲気の中で議論をしていければと思います。

ベテランの世代にはやはり憲法について特別の「思い」がある人が多く、今の弁護士会の憲法問題に対する姿勢は、それらの人たちの「思い」で語られることが多いです。でも、その「思い」がその世代に留まっていたら、それは将来につながりません。「思い」は次の若い世代につないでいかなければいけませんし、若い世代の「思い」もまた聞かなければいけないと思います。そういう会を、今後も続けていきたいと思っています。

どうもありがとうございました。

(構成：伊井 和彦)

他国人を殺し、日本人が殺されるということ

会員 朝倉 正幸 (18期)

私は戦中派（1940年6月生れ）である。

終戦の年の3月10日東京大空襲があった。

当時私の家族は東京の麻布に住んでいたの、私の家も焼けた。私は、懸命に青山墓地の急坂を昇っている母に背負われていた。昇りきると大きな空洞（防空壕）の入口に座らされた。母は私を置いて自宅にまた戻っていった。

目の前は、紅蓮の炎が渦巻いていた。

翌年4月から小学生となり、新憲法の下で民主教育を受けることとなった。従前の軍国主義教育は180度転換された。国・天皇に命を差し出すこと——このような思想は全く理解できない。民主主義のもと、平和を守り、人権を大事にし、何よりも命を尊重する。私は、いつからか、戦争はなぜ起きるのか、どうしたら戦争を妨げるのか、という課題を自らに課した。

最近「60年目の自衛隊～現場からの報告～」というNHKの特集番組を見た。20代の300名の若者が、自衛隊の幹部候補生として訓練を受けている学校のドキュメンタリーである。

若者達が、集団的自衛権を認める閣議決定について感想を述べているシーンがあった。

「自衛隊員は国民を守らなければならないが、自分も守らなければならない。その葛藤がある。」という発言が多かった。この発言には、戦闘になると国民が殺され、自衛隊員も殺されるという観点はありますが、人を殺すという観点はない。人を殺すことをどれだけ重く受けとめているか。米国のイラク、アフガン戦争で生き延びた兵士のうちの多くが、人を殺したことがトラウマとなって、日常生活をまともにおくれていないという。戦争は多くの若者をダメにしてしまう。集団的

自衛権を認めたら、人を殺し殺されることになるということ、彼らが本当に理解したら、自衛隊員——まして幹部候補生は勤まらないのではないか。

彼らが人間としてまっとうなら、自衛隊を辞めなければ、彼ら自ら戦争の道具になるしかない。これに耐えられるのか。それとも耐えられる幹部候補生をついているのか。人の命の尊さを教えてきた憲法の精神とどう折り合いをつけるのか。とても重要な問題がここにある。

集団的自衛権を認めることに賛成する人々（あるいは、無関心な人々）は、よその国の戦争に日本が巻き込まれ、日本国民が死亡することを、日本人が人を殺すことを、「日本国を守るために」やむなしとしているようにみえる。

どの国から日本国を守ろうというのか。中国、北朝鮮、韓国か。政府は、中国等との政治情勢が緊迫しているという（「防衛白書」の14年版も、これまで以上にこのことを強調している）。

本当にそうなのか。中国等との対立が異常に強調されているのではないかと。本当に、「このことを理由として、日本国又はよその国（米国）を守らなければならない」のか。

日本国民が死亡し、人を殺してでも、なお米国を助けなければならないのか。そもそも米国は正当な戦争をしているのか。米国を助けると、「敵」国となった国は日本を攻撃してくる。テロの標的にもなる。そのときどのような事態になるのか。そのときにはもう遅い。そういうことにならないように、現実をリアルに把握すること。話し合いによる国際間の解決こそが必要であるし、望まれる。

歴史の教訓

会員 田島 正広 (48期)

日中戦争から太平洋戦争へと突き進み、戦局が悪化するや特攻隊まで編成し、非戦闘員たる国民にも「生きて虜囚の辱めを受けず」との戦陣訓を強いた時代に顕著だったのは、政治・軍事の暴走を止めるための統制手段の欠如でした。天皇主権の明治憲法下、藩閥から元老へと人の支配は機能しましたが、それに替わるはずの政党政治は党利党略に陥り、関東大震災や世界大恐慌による不況にあえぐこの国に政治の停滞期を生じさせてしまいます。その中、世界的なブロック経済化による資源供給と市場の閉鎖の動向は、帝国主義的侵略が国際的に過去のものとなっていたことを十分理解しない国民に、軍事力行使による植民地獲得への期待を高めさせました。これを背景に関東軍が自作自演の事変で満州を制圧するや、国民は喝采しマスコミも抗しきれずに万歳報道一色となり、軍中央も政治もこれを追認するに至ります。悪しき前例は歯止めのないまいつしか慣行となり、天皇大権たる統帥権は現場の軍人に濫用されていきました。2・26事件に象徴される軍部による言論封殺は、官制報道による批判回避により民主的基盤を空洞化させ、政治も大政翼賛会となってこれに追随します。極東での国際的孤立の中、軍部のみならず、政治もマスコミも国民も、歯止めなき暴走による負の連鎖を止められなかったのです。

この歴史に鑑みれば、法の支配の下、拘束規範としての憲法による統制、すなわち立憲主義こそが政治・軍事の暴走に対する究極の歯止めとして不可欠というべきです。国民主権の下、その統制は民主的なコントロールに委ねられますが、その基盤は、国民の知る権利・表現の自由の保障と適正な情報公開、高い教育

水準、そしてマスコミの公平な報道に依拠する成熟した民主制です。国際協調の下、資源・エネルギー・食糧等の供給と市場の確保は紛争要因を減減させます。硬性憲法は国民の冷静な判断の支えとなり、立憲的統制を実効化するはずで。

しかし、集团的自衛権行使を容認する先般の閣議決定によって、軍事力行使に対する立憲的統制は実質上空洞化し、全ては閣議決定と法律事項、即ち時の政権与党の判断に委ねられました。特定秘密保護法は政権側の恣意的な秘密指定の余地を残し、長期的な政治批判回避の道具ともなります。日本版NSCは外交戦略情報の集約とトップの判断には有益ながらも、批判のメスの及ばない密室の下では暴走を加速させる両刃の剣ともなります。紛争要因はいつ高まるかも知れません。外交パートナーは米国のみです。

「国民の皆さん、詳細はお知らせできませんが、政府は高度の判断により、A国に対して米国と集团的自衛権を行使することとしました。それこそが東アジアにおける我が国の地位を安定させ、世界の恒久平和をもたらすのです。我が国は後方支援のみを担当します。ぜひご理解ください。」そのような首相会見が行われる日はそう遠くはないことでしょう。私は、立憲主義を空洞化し、自らを性善説的に信じさせ、国民的批判を回避せんとする政府の方向性に対して、強く反対します。国民に十分な判断資料を提供し、国民とマスコミの批判にも耐え、民主的統制を実効化するのが政府の責務です。紛争要因を減減させるための外交努力をもってしても、軍事力が外交安全保障上必要というのなら、その立憲的統制のための改憲を真剣に議論することが先決です。昔歩んだ道を今再び歩まないために。

憲法と平和について若手からもの申す

会員 棚橋 桂介 (66期)

第1 「護憲派」の問題

憲法を守ろうという立場にも様々あるが、ここでは自衛のための実力の保持すら憲法の絶対平和主義から許されないとする立場を「護憲派」と呼ぶ。

「護憲派」の最大の問題は憲法9条を準則と理解しその理由を十分説明できていない点にあると考える。長谷部恭男教授の論考を参考に以下整理する。

憲法の条文には、問題の答えを一義的に決める準則と、答えをある方向へ導く力として働くが答えを一義的に決めることはない原理がある。原理の例として、21条は「一切の表現の自由」を保障するが、ヘイトスピーチにまで21条の保護が及ぶかは一義的には明らかでない。基本権に関する条文の大半が同様である。

9条を準則と理解する立場は、2項が自衛のための政府による実力の保持を一切禁じているように読めることを根拠とするが、21条も文面上準則のように読めるのに原理と解されている以上、十分な根拠でない。また「護憲派」は、実力による防衛サービスの提供なしに国民の生命や財産を実効的に保護できる、あるいは絶対平和主義が国民の生命や財産よりも厚い保護に値するとの前提に立つと思われるが、これらの前提は説得力に乏しい。とすれば9条も準則ではなく原理として理解すべきで、自衛のための必要最低限度の実力（集団的自衛権は含まれない）の保持は憲法上許されることになる。

立憲主義（国家権力を制約する思想・仕組み）の基本的手立ては、私的領域と公的領域を区分し、公的領域では価値観・世界観の違いに拘わらず公共の福祉を実現する方策を理性的に審議・決定できるようにすることである。この点からは、「護憲派」の主張は、絶対平和主義は「善い生き方」だから他の人にも押しつけようという、立憲主義が前提とする公私の

区分を否定する考え方に見える。「護憲派」の主張が特定層以外の共感を得にくいのは正にこの「押しつけ」感によるものであろう。

第2 提言

最近の政府は、憲法改正の手続を定める96条の改正という法的センスに欠ける試みに挫折するや否や、長年に亘り積み重ねられた解釈を変更する閣議決定を行うなど、憲法への無知・無理解を露呈する振る舞いばかりである。

国家権力を制約する思想・仕組みである立憲主義は近代国家一般の根幹（国のかたち）をなすものだが、政府の動きはこれを破壊する企てに他ならない。個人的信念を実現したいの思いだけから、戦後の我が国の根幹である立憲主義を否定・破壊しようという安倍内閣の「保守的」動きは、保守の名に値しない（安倍内閣が保守でないこと、保守とリベラルが反対概念でないことについては、平成26年3月28日朝日新聞掲載の長谷部・杉田敦尚教授の対談を参照）。

法律家共同体においては、安倍内閣の手法が許されないことは、我が国が集団的自衛権を行使すべきかという問題に対する立場の違いを超えほぼ共通見解となっていよう。しかし、従来主張に拘る「護憲派」と他の立場の連携がとれず、有効な手立てを講じられていない。

反立憲主義の企てを撲滅することが先決で、国の防衛サービスのあり方についてはその後立憲主義の枠内で議論を尽くせばよい。まずは立憲主義を守ろうとする人々で立場を超え連帯する必要がある。運動論には熱い思いも必要だが、冷静に戦略を立て受容性の高い解釈論を用意しなければ運動は広がるまい。「護憲派」はこの観点から方針を見直すべきである。

平和というしあわせ

会員 小野山 静 (66期)

昨今の憲法をめぐる情勢はめまぐるしいものがあります。憲法96条の改正手続の緩和が取り沙汰されるようになったと思えば、特定秘密保護法が強行成立されました。そして、今年7月1日、集団的自衛権の行使容認がついに閣議決定されました。

このような状況を受けて、憲法、そして、戦争や平和について考える機会が必然的に増えましたが、そうしたとき、私は必ず自分の祖父が語ってくれたある体験を思い出します。

祖父には兄がいました。家業を継いで医師となり、趣味で絵なども嗜む、祖父にとっては自慢の兄だったようです。しかし、昭和18年10月に軍医として召集され、翌年4月にニューギニアにて戦死しました。

祖父の兄は手記を遺していましたが、その手記の中には、このような記述があります。「(婚約者と結婚の約束をした後)宿にかへって私は考へた。生還を期せずとの覚悟で戦地に赴くものが、数年後のあてにならないのちを当てにして、こんな約束をすることは、一人の女性を不幸な運命に陥らせるばかりではないか。これはやめた方がよくはないかと考へた。」「(出征を見送る婚約者に対して)『かならず帰ってきますからね』楊子は微笑んだ。いかにもうれしさうな、すてきに美しい横顔だった。」当時、このような苦悩を抱え、このような会話を交わした若者は、きっと数えきれないほどいたでしょう。

しかし、祖父の兄が懸念したとおり、婚約者のもとに戻ることは二度とありませんでした。そして、当時中学生だった祖父は、兄の婚約者の家まで行き、戦死の事実を直接伝えました。婚約者の戦死を知らされた彼女は、その場で泣き崩れたそうです。

このような体験を、祖父はたった一度だけ私に話してくれました。戦争や平和について考えるとき、私は

必ず祖父が語ってくれたこの体験を思い出します。そして、婚約者を残して24歳という若さで戦死した祖父の兄も、愛する人に二度と会えなくなった祖父の兄の婚約者も、そのような残酷な事実を告げる役目を果たさなければならなかった祖父も、それぞれどんな思いであつたらうと考えると、言葉では表現することのできない感情が胸の中にこみ上げてきます。

ただ、はっきりと言えるのは、そこには、誰ひとり幸せな人はいないということです。でも、戦争をするというのはそういうことなのではないでしょうか。そこに幸せな人などいないのです。

憲法9条改正に賛成か反対か、集団的自衛権を容認するか反対するか、国民ひとりひとりにそれぞれの意見があり、何が正しくて何が間違っているか、今後も議論を積み重ねていく必要があるでしょう。

ただ、そのような議論を進めていく中で、実際に戦争を体験していない世代だからこそ、忘れてはいけないことがあると私は思います。中国軍の飛行機が日本の領空を侵害した、北朝鮮がミサイルを発射した、テレビでそうしたニュースが流れるたびに、それが現実に起こっていることであると認識します。そうした現実を目の当たりにして、日本は危険に晒されているから集団的自衛権は容認すべきである、そういう意見もあるかもしれません。

しかし、ほんの数十年前、日本中が爆撃によって火の海になり、人々が逃げまどい、飢えに苦しみ、多くの命が奪われた、それもまた現実に起こったことであると強く認識しなければならないのではないのでしょうか。そして、そのような誰ひとり幸せな人などいない現実に、自分だけでなく、自分の大切な家族や恋人、友人、同僚、そういった人たちが身を置くことを思い描いてみることを、忘れてはいけないのではないのでしょうか。

何に「平和への脅威」をリアルに感じるか ～それぞれの憲法第9条への「思い」

憲法問題対策センター副委員長 伊井 和彦 (37期)



今こそ、憲法問題を語り合う時——「平和」のための憲法とは？——

平成26年7月1日、安倍内閣は、わが国の集団的自衛権行使等の武力行使を可能とする憲法解釈の変更の閣議決定を行った。今回の「閣議決定による憲法解釈の変更」というやり方が、立憲主義の観点からして極めて疑問だという問題意識は、多くの弁護士に共通している。また、安易に時の政権の判断で集団的自衛権等の海外での武力行使が容認されたら、結局は日本も他国の武力紛争に巻き込まれ戦火にさらされるのではないかとという危惧も強く、それ故に日弁連、さらには東弁をはじめ全国の弁護士会でもすぐに、この閣議決定を批判する会長声明等が出されている。

しかし、集団的自衛権の行使、あるいは国連決議に基づく国際的な集団的安全保障や平和維持活動(PKO)に日本が武力行使を含めて参加するべきか否かということ自体については、必ずしも弁護士の中でも考え方が一致している訳ではない。

これまでの日弁連や東弁の会長声明では、そのような個別的自衛権の範囲を超える武力行使を容認すること自体に強い懸念を示し、そのこと自体も否定する論調が多かったように思うし、それが現在の東弁や日弁連の憲法関連委員会内部の多数意見でもある。これまで日弁連や東弁の会務の中樞を担ってきたベテラン世代(30期代くらいまで)には、基本的にはそのような考え方の弁護士が多いように思う。

しかしながら、「憲法改正手続をもって憲法の中に行使要件を厳格に定め、立憲主義の民主的コントロールの下に置くのであれば、そのような武力行使も国際平和のためには有用であり必要」という考え方の弁護士も、実は東京弁護士会の中にも少なからず存在している。むしろ、いろいろな会合の席で本音の話を聞いていると、若い世代では、そういう考え方の人が多いのではないかと思えるぐらいである。

私自身は、そのような考え方には賛成ではない。しかし、なぜ多くの若い人たちがそのように考えるのか、そのことはもっと議論されるべきであると思う。誰も、戦争など望んではない。それは、ベテラン世代も中堅世代も若い世代も同じである。ただ、平和であるためにどのような社会であるべきなのか、その価値観において、育った時代や回りの環境、受けてきた教育等から、考え方が違ってくることはあり得る。その違いを放置すべきではない。弁護士会はこれまで、会内が紛糾するのを恐れて正面からそのような議論をすることを避けてきたように思うし、若い世代の中には弁護士会内の憲法の議論に対して閉塞感を持つ者が多いようにも感じている。しかし、互いの平和への「思い」は、相手に伝える努力をしなければ伝わらないのである。

戦争体験者(親、教師等)から直接教えを受けてきたベテラン世代には、「平和への脅威」を自らの国の「権力の暴走」に対してリアルに感じる者が多い。先の戦争による日本の惨禍が、まさに当時の軍部や政権の暴走によって引き起こされたものであることは明らかであるし、現代においても世界中の紛争状況を見れば、そのような軍事力による「権力の暴走」が身近に感じられ、何時でも何処でも起こり得ることとを感じるからである。

このような考え方の者たちは、軍事力による「権力の暴走」はコントロールが困難という認識から、権力に軍事力を持たせることや権力の武力行使に対して強烈な抵抗感・猜疑心があり、そうであればこそ「戦争放棄」や「戦力不保持」を謳った憲法9条を守るべきという「思い」が強い。それ故に、他国間の紛争に武力介入することになる集団的自衛権の行使は認められないし、国連の集団的安全保障や平和維持活動についても武力行使は認め難いのである。

これに対し、戦後20年以上が過ぎ民主主義が当たり前になった時代に生まれ育った世代においては、そのような「権力の暴走」はリアル感がなく、国際社会における実際の軍事的緊迫の方が、よりリアルな「平和への脅威」と感じられるようである。そして、わが国への中国や北朝鮮の軍事的脅威をリアルに感じる者にとっては、どうすればその脅威に現実に対抗できるか、その抑止力こそが平和への手段ということになる。

このような考え方の者たちにとっては、「権力の暴走」は軍事力の民主的コントロールの問題ということになり、必要な情報供与と厳格な憲法規範（行使要件）のルールがあれば軍事力の民主的コントロールは可能で、そのためには憲法9条の一部改正もタブーではない、それを前提に集団的自衛権等の海外での武力行使も認められるべき、ということになる。そして、集団的自衛権否定論者はあまりにも現実の脅威を過小評価し過ぎており、その武力行使なき安全保障論にも説得力がない、という批判にもつながっている。

もちろん、一概に世代だけで論じることはできないし、上記のような見方も一面的かもしれない。しかし、同じく平和を願いながら、そのような「平和への脅威」に関する価値観の相違や、憲法9条への「思い」の方向の差が、もし本当に世代間にあるとすれば、互いの価値観や「思い」を知って理解し合う努力を重ねることが、真の平和を実現するために必要であろう。

私自身は、「抑止力」という名の集団的自衛権等の軍事力の整備は、少しでも相手より軍事的優位に立とうとして必然的に軍拡競争に繋がっていき、最後には平和的な話合いや信頼関係構築の努力よりも軍事的な「力」による解決に権力者を走らせ、いつかそれが戦争という形で暴発すると思っている。そのことを、理屈や原理ではなくリアルな脅威として伝えるにはどうすれば良いのか、また武力行使なき安全保障論について誰もが納得する説得力を持たせるためにはどうすれば良いのか、それが私の中で未だに解けない難問である。多くの方々の知恵を貸して欲しい。

**憲法問題に関する
東京弁護士会「会長声明・会長談話」一覧**
2014年度・2013年度

2014年7月1日
集団的自衛権行使を容認する閣議決定に強く抗議し、その撤回を求める会長声明
<http://www.toben.or.jp/message/seimei/post-366.html>

2014年5月3日
憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認を認めず、立憲主義を堅持する会長談話
<http://www.toben.or.jp/message/seimei/post-359.html>

2014年5月2日
砂川事件判決を集団的自衛権の根拠とすることに反対する会長声明
<http://www.toben.or.jp/message/seimei/post-357.html>

2014年4月15日
「防衛装備移転三原則」に反対する会長声明
<http://www.toben.or.jp/message/seimei/post-351.html>

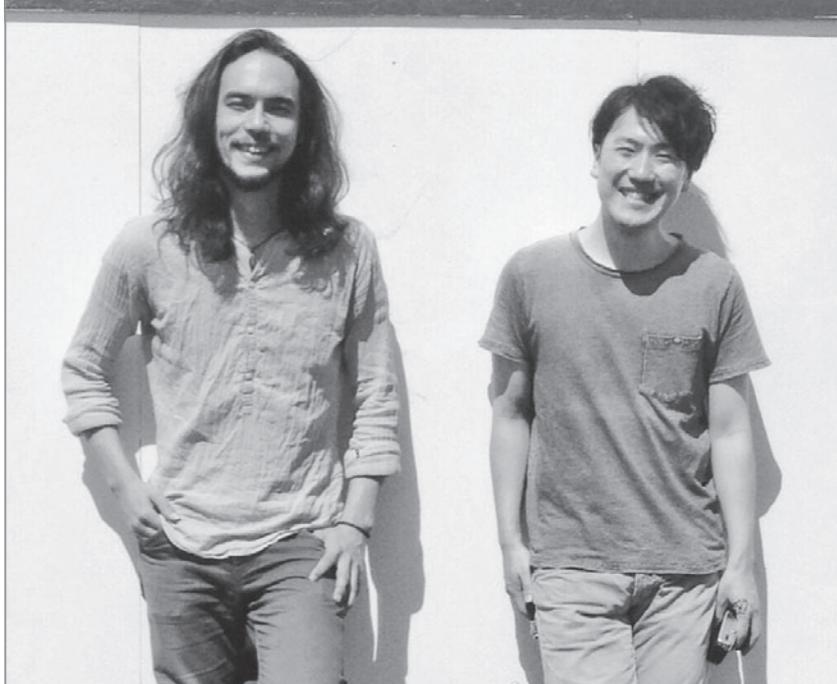
2014年2月19日
立憲主義に反する内閣総理大臣の発言に抗議する声明
<http://www.toben.or.jp/message/seimei/post-344.html>

2013年11月7日
国家安全保障会議設置法等の改正に反対する声明
<http://www.toben.or.jp/message/seimei/post-333.html>

2013年9月18日
憲法解釈の変更による集団的自衛権行使の容認と国家安全保障基本法案の国会提出に反対する声明
<http://www.toben.or.jp/message/seimei/post-326.html>

2013年6月11日
憲法96条の改正に反対する会長声明
<http://www.toben.or.jp/message/seimei/post-314.html>

INTERVIEW：インタビュー



今月号のインタビューでは、ギター奏者のカイ・ペティートさんとハーモニカ奏者の倉井夏樹さんからお話を伺いました。お二人は、ソロ活動のほかに「Kai Petite & Natsuki Kurai」（通称「カイ&夏樹」）として精力的な活動をされています。独特なギターを操るカイさんと独特な音色を奏でる夏樹さんの音楽に対するこだわり等を伺うなかで、仕事を楽しむことの大切さを感じました。

（聞き手・構成：木村 容子）

ギター奏者

カイ・ペティートさん

ハーモニカ奏者

倉井夏樹さん

ギター、ハーモニカを始めたきっかけ

——カイさんはギターを、夏樹さんはハーモニカを演奏されていていらっしゃいますが、まず、お二人がギターとハーモニカに触れたきっかけについてお伺いしたいと思います。

カイ：中学2年生のときです。大学で英語や社会学等を教えていたお父さんの教え子の方にギター好きな方が多くて、その方にエリック・クラプトンの「Tears In Heaven」を丸一日かけて教えてもらって、そこからギターにのめり込みました。家族が音楽好きで、歌って弾いてというのが家の中に常にあったので、自然な流れでしたね。

夏樹：僕は正直覚えていないんですが、5歳くらいのとき友達の誕生日会でハーモニカを左手に持っている写真があったので、そのころから始めたんじゃないかなと思っているんです。始めたきっかけは、僕も父の影響があって。実は、僕、新潟のお寺の息子で、

音楽好きの住職の父がハーモニカも好きで、父から壊れたハーモニカを譲り受けたのがきっかけだと思います。

——お寺でハーモニカとは意外ですね。

夏樹：皆さん結構意外と仰る方が多くて。でも、実は、お寺の本堂には音楽を演奏している絵が描かれていたり、お経にも歌の要素があったり、音楽とお寺には親密な関係性があるんです。もともと、僕のお寺もライブとかをやっていました。

——お二人ともご家族の影響が強かったということですね。

夏樹：それは大きいよね。

——では、お二人が本格的にギターとハーモニカの道に進まれたきっかけについてお伺いします。まずカイさんからお願いします。

カイ：始めたときからビビッとくるものがあったって、「Tears In Heaven」を全部一個一個教えてもらってから長いお付き合いになるだろうなという気持ちでした。また、自分にとって、音楽から、上達する喜びや、

協力し合わないといいいものができないということを感じることができましたし、ギターだけは誰にも譲れないというものだったので仕事というよりは自分を確立するための一部のような存在でした。

—その後、カイさんはボストンのパークリー音楽院に進まれたんですね。

カイ：はい。高校生のときに将来どうするのという話になっていたころ、僕が大好きだったバンドメンバーがパークリー音楽院に行っていたということで、「パークリーっていいな。僕は父親がアメリカ人なのにずっと日本に育って一度も行ったことないし」という想いがあったんです。僕は毎月「ヤング・ギター」という雑誌を買っていたんですけど、ちょうど、その雑誌の後ろの方にパークリー音楽院の奨学金オーディションのことが載っていたんです。そこに2年生か3年生の夏に応募して、すごく微量ながら奨学金をもらえることになって、父親の許可も得られて、行くことになりました。

—パークリー音楽院ではどういうことを学ばれたんですか。

カイ：ゼロから学ばせていただいたというか、僕は本当に無知で、自分の好きなアーティスト等は聴いていたんですけど、当時カップヌードルのCMでゲロッパと言っていたジェームス・ブラウンもコメディアンだと思っていたんですね。そうしたら、ジェームス・ブラウンってものすごく歴史的に重要な人だったことを知って、世の中に色々なミュージシャンがいることや音楽の歴史を学びに行った感じですね。あとは、世界中から同じ夢を持った人たちが集まってきていて、人との出会いが大きかった。その場所にいること自体が教育でした。

—そこでの勉強や生活は大変でしたか。

カイ：1学期目はみんなの才能がすご過ぎて「高いお金を親に払ってもらっているのにやばい、何しちゃっているんだろう、僕」と結構打ちのめされちゃったんですけど。その後、そこで、結局音楽って自分が

何をしたいかどう表現したいかということだから競争じゃないんだよということも学べたんです。

—夏樹さんは身近にあったハーモニカをいつから本格的に極めようと思われたのですか。

夏樹：小学校3年生のとき、僕がハーモニカをやっていることを知っていた当時の担任の先生から「お楽しみ会で2曲演奏してよ」と言われたんです。家族以外の人前で吹くのが初めてだったので、すごく緊張して下を向きながら「おおスザンナ」という曲と当時練習していたブルースを吹きました。そうしたら、みんな沢山拍手をしてくれて。緊張して恥ずかしかった分、その歓声が嬉しくて。たぶんその翌月にも知り合いのお寺の野外コンサートで演奏させてもらって、皆さんに喜んでもらって、ハーモニカを人前で演奏するのって楽しいんだなというイメージを持ったんですね。

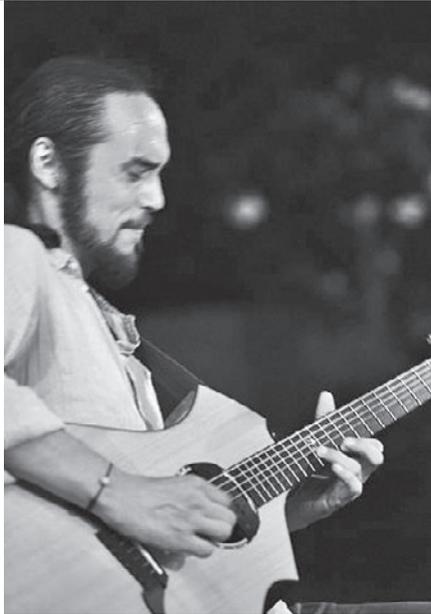
—どうやってハーモニカを学ばれたのですか。

夏樹：ハーモニカを練習したかったので、松田幸一さんという日本のハーモニカプレイヤーの方のビデオを買いました。そのビデオを家に帰って再生してみたら、1曲目に入っていたレイ・チャールズの「Georgia On My Mind」という曲がすごくかっこよくて衝撃を受けて、ハーモニカ奏者という職業に憧れを持って、僕もこういうふうにはハーモニカを吹けるようになろうと考えたんです。

—なるほど。

夏樹：また、僕が小学校3年生のときに、ちょうど本堂を改築するので改築前に旧本堂で地元のフォークグループのアルバムをレコーディングしようという話になって、僕もハーモニカで参加することになりました。お父さん世代のプロの音響の人や音楽仲間の人に来て録音が始まって、音楽をやっていると色々な人と出会えるんだなというのを子どもながらに知って、楽しかったですね。

—音楽を通じての人の出会いというのは、お二人の中で共通のテーマなんですね。夏樹さんも海外とのつなが



自分とは何ぞや、自分をどう素直に表現できるか、それを人がどれだけ喜んでくれるか。音楽に対する、そこが唯一のこだわりかな。

カイ・ペティート

Kai Petite (guitar) かい・ぺていと

1981年3月1日 神奈川県鎌倉市生まれ。父と兄の影響で14歳からギターを始め、17歳より都内のBARなどで演奏を始める。2001年 ボストンのパーカー音楽院に入学。2002年 Gibson Jazz Guitar Contest バンド部門で優勝。2004年 Professional Music 科を卒業。オープンチューニングやアコースティックギターにベース弦を張った通称変態ギターを巧みに操り、独自のリズムとスタイルで世界を表現する唯一無二の音楽家である。

りがあるとお聞きしました。

夏樹：高校卒業して海外でもやってみたいという気持ちが芽生えていたころ、オーストラリアのシンガーのスチュ・ラーセンを紹介してもらいました。僕は全然英語を話せないんですが、片言な英語でも意気投合して、一緒に演奏したらお互いにいい反応があって、翌年から1年に2回ずつぐらいオーストラリアに行く機会をいただいたんです。

ギターとハーモニカの魅力

— 次に、カイさんにとってのギターの魅力とは何ですか。

カイ：ギターって6本の弦ですけど、低音や和音からメロディーまで全部弾くことができる楽器なので、1人でいても音楽を完成させることができるという部分に魅力を感じています。どこにでも持っていけるという気軽さもありますし、今も後ろに2本運んでいます。

— いつも2本運ばれているんですか。

カイ：はい。1本は鉄弦のいわゆる普通のギターです。もう1本は1人で演奏するときにもうちょっと音のレンジを広げるため、ベースの弦を下に2本張り替えて、上の高い方の弦つまりギターの弦も4本張っていて、まるでベーシストとハーモニーを弾く人が

いる感じになるんですね。この2本を使い分けています。

— その弦を張り替えてあるギターは「変態ギター」と呼ばれているようですが、何故「変態」と呼ばれているのですか。

カイ：ラジオの生放送に出させていただいたときだったと思うのですが、ギターが変わっていますけどどういふものですかと聞かれて、楽器の特性を説明した後に「これって何か特殊な名前とかあるんですか」と聞かれ、僕、思い付かなくて。生放送って2秒、3秒沈黙になると放送事故になってしまうので、咄嗟に出た言葉が「変態ギターです」でした。

夏樹：いい名前だと思うよ。

— 印象に残って、覚えやすいですね。

カイ：たまに変態ギタリストと間違えられて（笑）。

— 夏樹さんにとってのハーモニカの魅力は何ですか。

夏樹：僕の使っているハーモニカは小さくて、10センチメートルぐらいのものなんですよ。小学校のころはあまり友達にハーモニカをやっているということを書いていなくて、秘密の楽器みたいな気持ちでいつもポケットやランドセルに忍ばせて、帰り道に練習していたんですが、そういう手軽さが一番魅力かな。どこにでも旅行にも持っていけるし、すぐ音が出せる楽器なので、いつも身近にあるようなところが好きですね。

—— 別々の楽器ですけど、好きな理由は結構似ていますね。

カイ：うん、電気もいらないし。

夏樹：だから2人でどこでもできるもんね。

—— お二人それぞれの音楽に対するこだわりについて伺います。

カイ：自分たちが気付いている以上にたぶん細かい演奏方法とかめっちゃくちゃこだわっていると思いますが、僕が一番こだわっていることといえば、自分とは何ぞやとか、自分をどう素直に表現できるかということとか、その自分を出したうえで人がどれだけ喜んでくれるかという、そこがメインかなと思っていますね。若いころは、人からどんどん吸収して、それこそ自分が好きなギタリストやアーティストの顔の表情や首の角度までその人になりきっていた。でも、それをやっていくうちに「やっぱり似ているね」とか「彼が好きだね」と言われちゃうのが嫌になりました。僕も、彼らに独自の個性が出ているからこそ、感動を受けたわけで、自分の個性を表現したいことが唯一のこだわりかな。

夏樹：僕のこだわりといえば、ハーモニカで誰もやらないことをやるということです。ハーモニカって本当に手軽に持ち歩けてすごくかっこいい楽器だと思うし、誰でも吹ける楽器なので普及させたいですし、ハーモニカでも多重録音等をできることとかそういう世界を僕が見せていけたらいいなと思うんです。

カイ：うん。唯一無二でナンバーワンじゃないけど、誰もやってないような、僕の変態ギターとかも別にベーシスト雇えばいいじゃないと言われちゃうことを、あえてやる。でも、それを使ってどうだ、ということではなくて、あくまで自分を表現するためのツールとしてユニークになってきたというか。

—— なるほど。夏樹さんのハーモニカの音色がチェロやオルガン等の音に聞こえることがあるのですが、あれはどうやって出されているのですか。

夏樹：エフェクターという機械を使ってやるときもあ

りますし、そのチェロみたいな音色は自分の吹き方です。研究というか、こうやって吹くとチェロっぽいなと自分の中で発見があって。チェロの人が最初に弓を引いて徐々にピブラートをかける感じや、オルガンの人のタッチの仕方、細かいニュアンス等を、ハーモニカでやったら面白いんじゃないかなと。

—— それは狙って出されているんですね。

夏樹：そうですね、この曲にはこれが合うとか、エフェクターで変な音を出してとか、たまにやりすぎて失敗したりするんですけど。ただ、失敗から学ぶことも多いので、そういう挑戦は僕の中のテーマの1つです。

2人の出会い

—— お二人の、出会いのきっかけを教えてください。

夏樹：2007年ころかな。

カイ：僕の知り合いでジョージ・カックルという、鎌倉のInterFMでDJをしているちよいワルおやじがいるんですけど。

夏樹：ちよいワルおやじ、それ書いておいてください(笑)。

カイ：彼から、金沢文庫にあるザ・ロード・アンド・ザ・スカイというハワイアンテイストのバーを紹介していただいて。そこのオーナーになっちゃん(夏樹さん)を紹介していただいたのがきっかけですね。

夏樹：その場でセッションしたらすごく楽しくて、すごく合うと直感的に感じました。たぶんその年の3月とか毎週一緒にやっていたかな。

—— 自然に組まれた感じですか。

夏樹：うん、そのときからカイ&夏樹という名前だったよね。2年間くらいたぶん色々なところで演奏させてもらっていたんですが、その後カイ君もデビューして、僕も色々やり始めて、なかなか一緒に演奏しない時期がたぶん3、4年ぐらいあるんです。だけど2013年にカイ君がライブやろうと声を掛けてくれた

んだよね。やってみたら、僕もそのチェロの音とか出す新しいスタイルになっていて、また、カイ君も変態ギターを扱う変態ギタリストになっていて、新しい感覚がありました。

カイ：うん。人間的にお互い色々経験して、それも音の深みとかに全部出ている。

夏樹：互いに自信が付いている感じがあるよね。そうして、あらためて意気投合して色々やり始めようという話をして、今に至るんです。

—— ソロで演奏される場合と2人で演奏される場合の違いはありますか。

夏樹：全然違いますね。

カイ：うん、僕はソロでやるときはブラックコーヒーなのが、なっちゃんが入るとガムシロップとミルクが入るぐらい。

夏樹：コーヒーに例える（笑）。

カイ：やっぱりその化学反応ですよ。ライブではその世界に浸ってもらうので全く意味が違う。何かこう、半分腐ったミカンが直っていく感じで僕が感極まってほろっときたりすることもある。言葉で上手く表せないですが、足し算というよりも二乗みたいな。

夏樹：自分のやりたいことをはっきりと表現できるし、それをさせてもらえて素晴らしいパートナーだと思っています。

カイ：うん、お互いの人間性やアイデアを尊重し合っていると思うし、僕は彼の音楽や生活に対するアプローチも尊敬しています。自分にないしっかりしているところやクリエイティブな考え方など。経理、広報も彼が中心で（笑）。

夏樹：いやいや。でもやはり2人で1つじゃないですけど、こういうのって足りないところは補いながらいけば一番いい形ですから。ぶつかり始めてもよくないですし。

カイ：人と何かする場合、いいことばかりじゃないし、喧嘩もするだろうし大変じゃないですか。でも、主張の仕方がすごくちょうどいいんです。

—— お二人で音楽活動をされる時、伝えたいメッセージはありますか。

カイ：僕は先ほど話した通り、自分とは何ぞやというのを素直に出していきたいし、自分が感じる素晴らしいものやこれいいよねと思うものを感じてもらいたい。あとは、その場のライブの空気をやっぱり体感してほしいんですよ。たしかにCDもDVDも素晴らしいけど、振動とか、その場の雰囲気とか、それこそストリートだったら町のノイズ等が全部絡み合っていて、その日その時間だけのパフォーマンスになると思うんです。唯一メッセージがあるとすれば、テクノロジーが発展していつでも動画を無料で見られるという時代であっても、生で体験することの大切さがあるということを僕はすごく伝えたいですね。

夏樹：日本で生まれて僕は英語を話せないけど、いきなり海外とつながりを得て、ハーモニカで色々な人とセッションしていったので、本当に音楽は世界共通の言葉だと思うんです。音楽は子どもからお年寄りまで誰とでも仲良くなれる手段だし、こういうふうに音楽を楽しんでいることを皆さんに見ていただきたいですね。

カイ：音楽は、自分の世の中とのつながり方というか、逆に僕は音楽ないと何したらいいんだろうというくらい、一番自分にとって分かりやすいコミュニケーション手段なんですよ。僕は学校で歌を通して英語を教えているんですが、歌はすごく記憶に残るし、僕のギターを使って英語だけで話しかけて、踊らせたりすることで、生徒たちに言葉の意味を分かってもらえることも素晴らしいと感じています。

今後のビジョン

—— 最後にお二人の今後の活動のビジョンや夢をお聞かせください。

夏樹：日本から世界、そして世界から日本みたいなことができればいいな。日本という生まれた国は大事

英語を話せないけど、海外とつながりを得て、
ハーモニカで色々な人とセッションしていった。
音楽は世界共通の言葉だと思うんです。

倉井夏樹



Natsuki Kurai (harmonica) くらい・なつき

新潟県出身。1988年5月30日生まれ。19歳の頃から横浜へ移り住み、ジャンルにとらわれない国境を越えた旅を続けながら年に200本近いライブ、セッションライブを送る。今までに3枚のソロアルバムをリリース。2013年にはオーストラリアのシンガーソングライター Stu Larsen とヨーロッパ8カ国を回るツアー。そして2014年からは自分自身を広げていきたいと様々な活動を行っている。時にはチェロ、時にはオルガンにさえ聴こえるハーモニカの音色、エフェクティブに繊細に音を響かせる自由型ハーモニカプレイヤー。

だし、そこでの音楽のつながりも大事だし、それを吸収してから世界へという。

カイ：僕も昔は音楽といえば海外という固定概念があったんですけど、日本って僕が知っている以上に才能ある人に溢れているし面白い場所なんですよ。

夏樹：今は色々な動画のシェアから始まって、FacebookやTwitter等で情報を共有できる時代なので、日本から発信できることもたくさんあるなど。そして2人で世界中ツアーをしたいね。

— どのようなツアーですか。

夏樹：例えば結構身近な路上ライブ、バスキングと言うんですけど、それで世界中を回れたら面白いな。

カイ：路上演奏って小銭しかもらえないようなイメージがあるかもしれませんが、それでかなりしっかりした生活をしている方もいます。何が一番いいかといったら、素直な音楽の受け渡し方であるところかな。その場に行ってその町の雰囲気、ある意味真剣勝負。もちろん、名前があるホールでやらせていただくのもすごくカッコいいし、できたら幸せ。

夏樹：それもやりたいんですけどね。

カイ：だけど普段の生活をしていて別に音楽ファンでもない人たちが「音楽っていいね」となれるチャンスって、やっぱり街中にあるんじゃないかな。それはすごく素敵だなと思っていて。

夏樹：路上でやっていて思うのが子どもって食い付

いてくるんです。そういうホールではできない出会いも好きです。

カイ：夢といえば2人の作品も作っていききたい。

夏樹：やっぱりお互いソロミュージシャンでもあるので、カイ君もCDを作り、僕もCDを作りつつ、うまくバランス取りながら作りたいね。

カイ：そこが不思議なんだよね。他の活動を全部やめて2人だけでずっとやっていくというわけじゃないんです。お互い色々やっているからこそ、また2人が会ったときに、新しいものが生まれる。

夏樹：色々な人の世界を見て感じて知って、それで2人でやったらこうなるというのが毎回新鮮なんですよ。

カイ：パートナーという呼び方はすごくしっくりくるんですが、そこに縛られずというんですか。結構バンドメンバーになったりすると嫉妬があったりして「何でお前、あいつとやって」とかいう話になることがあるんですけど、そういうスタンスではないんです。あくまで2人の独立したミュージシャンがいて、お互いメインなんです。

夏樹：曲によってどちらかがメインのときもあって、2人がメインのときもあるという、その見せ方も面白いなと思っています。

— 音楽を楽しむことの大切さを改めて感じました。本日はありがとうございました。



川内村 富岡町

福島県被災地視察報告

2014年8月14日、高中正彦会長以下7名が、震災後3年5ヶ月になる福島県川内村及び富岡町を視察した。

会員 加畑 貴義 (61期)

人ほどの村であり、村全体がおおむね福島第一原発から30キロ圏内に含まれる。村の復興を模索し続ける川内村、そして福島第一原発から20キロ圏内に位置し、震災後、時が止まったままの富岡町。この全く異なった2つの自治体の現状（いま）を視察する。

「福島県の被災地視察のコーディネートを頼めないか」とのお話を頂いた時、頭に思い浮かんだのは福島時代の相方である頼金大輔弁護士の顔だった。法テラス福島法律事務所へ赴任中、共に東日本大震災に被災し、共に原発事故後の福島県内を走り回った戦友である。

現在、頼金弁護士は福島県庁に任期付公務員として勤められている。私は、平成25年6月の任期満了後東京に戻ったが、頼金弁護士は平成26年1月に任期満了した後も福島にとどまり続けている。今の福島県を案内するには適役中の適役である。連絡させていただいたところ、快く了解いただいた。

郡 山市から川内村に向かい、川内村から富岡町に入る視察コースを選択した。

川内村は、平成24年1月に他の避難自治体に先駆けて「帰村宣言」を行い、苦闘を続けながらも村の復興を模索し続けている自治体である。人口2800

最初に向かった場所は、「いわなの郷」である。約3ヘクタールの森の中に、沢水で養殖したイワナの釣り堀や、養殖したイワナを塩焼きや刺身にして提供する「幻魚亭」などがある。原発事故後、しばらく、再開する目途は立たなかったが、従業員たちは再開することを信じ、餌付けや施設維持に奔走した。県のモニタリングでイワナや沢水からの放射性物質が未検出だったことを確認した後の平成25年6月、「いわなの郷」は再オープンした。川内村の最大の観光地と言っても過言ではなく、その意味でも川内村の復興を担う重要な施設の一つである。

「幻魚亭」でイワナの塩焼き定食を食べた。美味しい。高中会長が「刺身も食べよう」と仰ったので、イワナの刺身も注文した。その場でイワナを捌く。絞める。イワナの刺身は初めての経験だ。肉厚で濃厚な味がする。養殖とはいえ、川魚の美味しさを十二分に堪能できる。



イワナの養殖（いわなの郷）



津波により流された家屋

川内村の復興のツールとして、川魚の養殖を用いることは大賛成である。後々ヤマメ、ニジマスなどの川魚にも手を広げられるのではないかと。私は、このイワナを食べられただけでも川内村に来て良かったと思った。

しかし、観光客に来て貰うために、郡山市からの距離をどう克服するか。

川内村の大きな課題はここにあると頼金弁護士は強調された。

もともと川内村と経済的に結びつきが強いのは、郡山市や田村市ではなく、富岡町なのである。しかし今、富岡町に人はいない。富岡町から客を呼べない以上、遠距離にある郡山市や田村市から長時間車を運転して貰い、川内村まで来て貰わなければならない。今、川内村は陸の孤島になっているのである。

その後、我々は「川内高原農作物栽培工場」に向かった。完全人工光型の水耕栽培を導入した野菜栽培工場である（表紙裏にカラー写真掲載）。土耕はコストがかからないけど今の川内村ではリスクが大きい。そこで空間線量や放射線物質の付着などを気にすることなく野菜の栽培・出荷ができる完全人工光型の水耕栽培に白羽の矢が立ち、震災後、川内村が企業の協力を得、完成させた。川内村としては雇用の場としての企業誘致の意義もあった。

現在は、レタス類、ハーブ類を中心に栽培している。レタスをその場で頂いたが、青臭さがなくそのまま食べられる。完全閉鎖型のクリーンルームで作られてお

り、無農薬で害虫の侵入もない。

しかし、株のままの出荷では価格で太刀打ちができないので、葉をばらし加工品にしての出荷が9割を占めるとのことであった。完全人口光型工場の多額の電気代、そして輸送コストが大きく単価にのしかかる。陸の孤島になっている川内村の難しさがここにもある。

県道36号線から富岡町に向かう。富岡町は町全体が福島第一原発から半径20キロ圏内（旧警戒区域内）に位置する町である。

富岡町内を車で回る。家々の草木は伸び放題。新築と思われる家や集合住宅も多くあるが人気はない。町の中心部の街道に旅館、銀行、洋服店などが連なっているが、しんと静まり返っている。海岸線に近づくにつれて、車から見える住宅の破壊度が大きくなっていく。壁が破壊され部屋の中がぐちゃぐちゃになっていることが外から目視できる。津波で破壊された証である。

目的地は富岡駅であった。太平洋が目の前に広がる沿岸の駅である。だから津波をまともに被った。駅舎は津波で流されてしまったが、駅のホームは残っていた。プラットホームには「とみおか」と書かれた駅看板も吊られていた。線路は見えなかった。雑草に覆われて目視できない。近くにはひっくり返った車が転がっている。3年半このままなのであろう。しかし、震災前には存在しなかったはずのものもある。破壊された車の横に、除染廃棄物が詰まった黒いビニール



JR 富岡駅のプラットホーム



富岡駅前

袋が積んであった。駅の横には慰霊碑が建てられていた。皆、手を合わさずにはいられなかった（表紙裏にカラー写真掲載）。

全く異なる現状の川内村と富岡町であるが、根この部分は共通している。「震災は終わっていない」という点である。

東日本大震災から3年半、東北地方以外では、すでに震災は風化しつつある。

富岡町に行ってほしい。破壊された富岡駅のホームに立ってほしい。海を背に町の方を眺めてほしい。時が止まった町を見れば、そこからイメージが広がる。「ここに住んでいた人々は今どうされているのだろう」「この旅館は、どこか他の場所で再オープンできるの

であろうか」。私たちがこれから取り組まなくてはならない課題が見つかるはずである。

富岡町に来る前に、川内村に立ち寄ってほしい。「いわなの郷」でイワナを食べてほしい。川内高原農作物栽培工場で作られた野菜をお土産に購入してほしい。少しでもいいので村にお金を落としてほしい。川内村の復興は一朝一夕ではできない。我々一人ひとりの力など微々たるものだ。だからこそ自分たちができる範囲で、復興の力になることが大事だと思う。

私も、震災はなにも終わってないということを再認識し、気持ちを新たにした。視察に快く同行していただいた頼金大輔弁護士に心から感謝しつつ、筆をおきたい。

視察を終えて

川内村、富岡町訪問

副会長 栗林 勉 (45期)

東日本大震災と福島第一原子力発電所事故の被災者の支援は当会の活動として忘れてはならないものです。私たちの活動の基礎は現地の状況をしっかり把握していくことにあり、本年3月、役員就任前に高中会長をはじめとして理事者全員で気仙沼市、陸前高田市を訪問し、そのご縁で夏には弁護士会館での「ツタエル企画」として写真展を行いました。この活動は今後もしっかり継続していかなければならないと思っていた一方で、原子力発電所事故の被災地についての状況が大変気がかりになっておりました。そこで、8月14日、日帰りではありましたが、高中会長、松田副会長、富永副会長、栗林、局・次長の6名で原子力発電所の30キロ圏内および20キロ圏内に位置する川内村、富岡町をレンタカーで訪問してきました。今回の企画に当たっては、事前に現地を下調べいただいた加畑貴義会員、頼金大輔弁護士に非常にお世話になりました。お二人の協力がなければ現地の状況をつぶさに見学することはできませんでした。川内村は福島原子力発電所から30キロ圏内の地域に入りますが、山間に開けた農村地帯で、川魚やカブトムシとり、星座の観察、夏祭りなど昭和の生活がそのまま残っているのどかな村です。村の大部分の住民は現在避難中ですが、お盆の時期で、お墓参りの帰省者もあり、村の復興拠点である「いわなの郷」は釣り堀の釣りを楽しむ大勢の親子連れでにぎわっていました。一方、富岡町は、原子力発電所20キロ圏内の居住制限区域に属することから、基本的に家で寝泊まりすることはできず、3年間の時が止まり、津波の被害を含め、震災時の状況がそのまま残っている状態でした。私たちが美しい町、川内村、富岡町の再建に協力するためには、できるだけ多くの人が現地を訪問し、町の活性化に協力していくことしかないと思います。読者の皆さんも可能であれば現地に足をお運びいただき、町の復興に少しでも貢献いただければと思います。

副会長

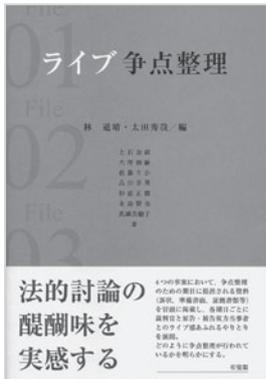
松田 純一 (45期)

ツタエル～清流の川魚がお刺身で食べられるまでに…。風化させない～放置された車のシートにも雑草が生えている。が…。

副会長

富永 忠祐 (46期)

ひっくり返ったままの車を見たことがなかった。しかし、富岡駅における日常である。日常と非日常の境界が失われた空間。衝撃を受けた今回の視察であった。



『ライブ争点整理』

林道晴, 太田秀哉 編 有斐閣 2,400円(本体)

一橋大学教授 山本 和彦

本書は、民事訴訟の想定事案について裁判官と当事者双方の訴訟代理人との間における争点整理のやり取りを再現したものである。具体的には、借用証のない親族間の貸金事件、浄水装置の代理店契約事件、退職者の競業禁止義務違反事件、美容室設備の空リース事件という4つの事案（File）について、代理人の訴訟前の活動から訴訟提起まで（Scene 0）、そして各期日（Scene 1以降）の具体的なやり取りが逐語形式（ライブ）で記録されている（その間に訴状や準備書面、主要な書証等が織り込まれる）。そのハイライトは各期日ごとに、期日前に代理人や裁判官が考えたこと、手続の概要、期日での具体的なやり取り（各当事者・裁判官の発言のほか、実際には発言されなかった「つぶやき」も含まれる）、期日後に代理人や裁判官が考えたことが記録される。

本書の意義として、第1に、争点整理の具体的なやり取りが「見える化」された点がある。争点整理は非公開の手続で、訴訟記録にも概要が記載されるに止まり、具体的にどのようなやり取りがされているのか、フォローできないという意味で、「ブラックボックス」であった。本書はそれを見事に「見える化」している。

第2に、練達の裁判官・弁護士を編者に、中堅の裁判官・弁護士を執筆者として、綿密な打ち合わせの下に（架空の事案についてであるが）、真に迫った「ライブ」として読み応えのある仕上がりとなっている。争点整理の実像を実感できる。

第3に、期日でのやり取りにある「つぶやき」も面白い。代理人や裁判官がそれぞれ他者の発言の裏を読み、その意図を推論する。また、裁判官から見た弁護

士の評価（「原告代理人は、事実関係の調査も十分にできないだけでなく、法的な知識もない人かもしれない」（252頁）等）や弁護士から見た裁判官の評価（「この裁判官は、かなりシャープに論点を切り取ってくる。もう少し、やんわり、（中略）くらのコメントにとどめておいてほしいところではあるが」（190頁）等）といった、現に争点整理を見ても分からない、その裏にある攻防まで読めることは興味深い。

第4に、争点整理に関連するコラムも有益である。執筆者の制度に対する評価（「求釈明と当事者照会」（32頁）では当事者照会の積極的評価、「弁論準備手続での自白」（179頁）では活発な口頭手続へのコミット等）も表れていて面白い。

争点整理手続の形骸化、口頭での争点整理に習熟しない若手実務家の存在が指摘されている今、本書によって口頭手続の醍醐味が再確認されたことの意義は大きい。また、法科大学院教育における実務科目の副読本としても有用であろう。若手実務家はもちろん、法科大学院生、研究者など争点整理に関心を持つすべての者にとって必読の文献である。評者が研究活動を開始した約30年前は、民事訴訟実務の改善運動が全盛期にあった。それが民訴法改正に繋がったが、既に歴史上の逸話となり、争点整理をめぐる「技能の継承」が現下の課題である。本書はまさにそれに応えるものであるが、評者はそれとともに「情熱（passion）の継承」も重要と考えている。本書の随所に頭れている、より良い訴訟実務に向けた各執筆者のpassionに敬意を表し、1人でも多くの方が本書を手にすることを期待したい。

魅力と活力ある東弁に！

理事者室から

6名の副会長が理事者室の取組みを毎月ご報告します。

東弁の会費を考えよう



副会長 栗林 勉 (45期)

昨年度決算における当会の一般会計および会館修繕積立金会計における収入の合計は約19億4000万円（他会計からの繰戻及び特定資産取崩しを除く）となります。これが会員から負担いただいている当会の実質的な収入です（法律相談会計の収支は除く）。収入の内訳をみると、入会金および会費収入が約13億円、破産管財人や成年後見人等の負担金収入が1億5000万円、23条照会や各種証明書の発行にかかる手数料収入が1億7000万円、研修などその他の収入が5000万円、臨時会費収入（会館修繕積立金）2億7000万円となります。

一方、支出の部では、各種委員会・協議会・対策本部等の事業費支出が8000万円、LIBRA等の広報費が5000万円、行事費・研修費・司法修習関係等が6000万円、図書館・多摩支部・死亡見舞金支出が1億1000万円、職員給与・退職金その他の管理費が10億円、関弁連・法律相談会計・人権救済基金・公設事務所への繰出金が2億2000万円となっています。その他什器備品ソフトウェアの購入に5000万円、会館

維持（霞が関の賃料・多摩支部家賃を含む）に2億円を支出しています（以上合計17億7000万円）。

その結果、収入19億4000万円から支出17億7000万円を控除した1億7000万円が内部留保された金額になります。一方、法律相談会計の赤字幅増大、会館修繕積立金会計から毎年2億円が会館修繕管理会計に支出されていること、OA機器入替費用の増大等を考慮すれば将来の支出に対する十分な積立てがなされている訳ではありません。

会員の業務内容の多様化に伴い弁護士会への帰属意識や弁護士会の活動から受ける恩恵も異なっております。65期以降の会員においては貸与制における返済金も考えなければなりません。会費の支払いは人権擁護活動を行う弁護士会の運営に不可欠であり、弁護士自治の根幹です。会費の滞納には懲戒処分を中心とした厳格な対応がとられます。当会の財政規律に配慮しつつ、個々の会員の置かれた環境への配慮も考えながら会費運営にあたっていきたいと思います（数字はいずれも概算）。

むつみ会のご案内

副会長 富永 忠祐 (46期)

むつみ会は、東京三会及び隣接4県（千葉・神奈川・埼玉・山梨）の弁護士会に所属している弁護士の妻と女性弁護士有志を会員とする団体です。昭和31年に創立されて以来、間もなく60年となり、現在、約250名の会員がいます。会の目的は、会員の親睦、社会貢献、司法活動賛助等で、具体的には、文化活動、バザー、福祉活動、結婚相談、法教育支援活動などの活動を精

力的に行っています。このうち特に法教育出前授業は、弁護士が小中学校に赴いて、いじめ、命の大切さ、司法制度、模擬裁判などのテーマで参加型の授業を行うものであり、好評を博しています。また、今秋は、10月10日にバザーが、11月5日に第39回四会共催秋季美術展がクレオで開催されますので（7日まで）、是非お立ち寄り下さい。

司法アクセスは改善されたのでしょうか？ — 都市型公設事務所の役割

副会長 船木 秀信 (42期)

公益的活動に取り組んでいる弁護士から、「司法アクセスの改善に対する弁護士会の責任なり使命ということについての感覚が変容しつつあることを感じます」とのメールを受け取りました。

「法による救済を社会の隅々にまで」というテーマは、司法過疎地においてはもちろん都市部においても、今なお弁護士・弁護士会が取り組まなければならない重要な課題です。

弁護士の「業務対策」と「司法アクセス改善」が必ずしもリンクしない現状において、都市型公設事務所の果たす役割は極めて大きいものがあります。そして、都市型公設事務所が期待通りの活動をするためには、そこで公益活動に取り組もうとする会員の存在と、それを精神的、経済的に支える会員の総意の両輪が必要となります。冒頭のメールは、今、そのバランスが崩れかけているのではないかと危惧する会員の声です。

不祥事対応

副会長 柴垣 明彦 (44期)

みなさん、こんにちは。8月の終わり、日弁連の懲戒手続き運用等に関する全国協議会に出席し報告してきました。全国から参加した会長・副会長などと会立件と事前公表の運用について、報告と意見交換を行いました。会立件については、多くの会で経験があるようでしたが、事前公表については、かなりの会でまだ経験がないようでした。議論は、会立件をする際の端緒はどの

ようなものか、証拠収集や調査命令の段取り、事前公表の際のスケジュールや記者会見での公表内容や質問内容などが報告され、議論されました。

本来、このような会議は盛況ではない方がよいはずですが、やはり喫緊の課題として不祥事対策は重要だということでしょう。東弁においても、気を引きしめていきたいと思えます。

不服審査や外弁法人のための会規等改正の検討

副会長 彦坂 浩一 (44期)

法律相談名簿登録拒否や国選弁護士推薦停止の措置に関する不服申立てについては、現在、常議員会で審議をすることになっています。ところが、常議員会は年度毎に構成されること、多人数であること、公開の手続きであることなどから、常議員会で不服申立てを審議するには問題点もあります。そこで、当該不服申立てを審査する機関として、不服審査委員会を設置してはどうか会規等の改正について検討をしています。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法が改正され、外国法事務弁護士法人が認められるようになりました。これに伴い、当会も会規等を改正しなければなりません。

富永副会長や秘書課職員とともに、会規等の改正のための準備を進めています。検討がまとまれば、臨時総会で審議をお願いしたいと考えています。

法教育というソフトインフラの充実

副会長 松田 純一 (45期)

あちこちの小中高で憲法、刑事、環境などが語られることは素晴らしいと思います。法教育授業数は、2012年度は82件、2013年度は134件、そして本年度は9月中旬で76件（申込件数）で例年年度末に集中することを考えると大幅更新は確実と思われます。特に「いじめ」のリクエストが増えている状況です。

私自身も足立区内の小学校、中学校を訪ね、また教育長とも面談して、ご期待をお聞きして正式に要請を受け

ましたが、当会が、たくさんの委員会にまたがって、いろいろなメニュー内容を持っていて、選択肢が広いことが魅力と映っているようでした。確かに、その地域性、タイミング（話題性ある事件が不幸にして起こってしまったなど）、あるいは、校長先生、社会科担当の先生などの関心の領域や濃度によっても選択内容はさまざまです。

現在、ご期待に応える担い手を確保することが課題になってきています。

法律相談センターについて考えてみよう。 ～東弁の財政問題を考える～



監事 殷 勇基 (48期)



監事 長谷部 修 (48期)

司会：今日は、東弁の財政について、両監事を交えて座談会を行いたいと思います。よろしくお願ひ致します。さて、監事の間から見て、東弁の財政をどのように思われますか。

長谷部：資産としては会館の持分とか定期預金等の資産はありますが、単年度の予算・決算は厳しいですね。

司会：単年度の予算・決算のどのような点が問題ですか。

長谷部：収入面では会費や負担金の未納問題、それに法律相談センターが赤字であることも会財政を圧迫する原因になっています。

司会：今日は、法律相談センターを中心に議論していただきたいと思います。では、法律相談センターの何が問題なのでしょう。

殷：平成25年度の決算報告書を見ると金5443万2756円の赤字になっています（平成26年度定時総会招集通知22頁参照）。

司会：そもそも、法律相談センターはいくつあるのですか。

殷：現在、東弁単独で運営しているものは、池袋、北千住、渋谷の3か所です。三会で運営しているものは、霞が関、新宿（LC四谷と家庭法律相談センター等が統合して平成26年3月開所）、蒲田、錦糸町、三田、八王子、立川の7か所、一弁が運営主体になっているものとして町田（東弁は相談担当者日当を負担）があります。

司会：法律相談センターのすべてが赤字なのでし

ょうか。

殷：いいえ。そうではありません。平成25年度の決算報告書（平成26年度定時総会招集通知23頁参照）を見ると、霞が関、錦糸町が黒字です。また、新宿は本年4月から7月までの運営状況を見ると黒字ですが、それ以外の法律相談センターは赤字ですね。

司会：赤字の原因については、どのようにお考えですか。

長谷部：法律相談センターごとに特色があり一概には言えませんが、一般的には、固定経費（家賃や人件費）等の支出は変わらないのに、相談件数が減っていて収入が減少していることが原因と言えるでしょう。

司会：相談件数は、どの位減少しているのでしょうか。

長谷部：この点も、平成25年度の決算報告書（平成26年度定時総会招集通知22頁参照）に紹介されていますが、東弁だけの相談件数の推移を見ると、平成21年に20,002件あった相談件数が、平成25年には12,144件になっています。

司会：相談件数減少の原因は何でしょうか。

殷：一概には言えませんが、過払いの減少や、無料の法律相談を実施している弁護士、司法書士、行政書士がいるので、相談者がそちらに流れているのではないですか。

長谷部：また、法テラスに行く人もいます。実際、法テラスの相談件数は全国的には減少して

いません（ただし、東京は平成21年が40,013件ですが、平成25年は39,060件と微減）。いずれにしても、相談件数の減少については原因の分析が必要だと思います。

司会：では、東弁の法律相談センターでの相談も無料にするという意見はないのですか。

般：そういう意見もあると思いますが、そう簡単ではないんですよ。弁護士が相談に応じる以上無償はありえないという考え方（弁護士業務有償性の原則）も根強くあるんですね。また、弁護士会が法律相談を無償にすると会員の業務を圧迫するという指摘されています。

司会：弁護士会の運営する法律相談は、市民の司法へのアクセスのためにあるので、赤字であっても運営を続けるのは当然という意見もあると思いますが、この点についてはどのようにお考えですか。

般：設置目的は、市民のための法律相談センターであったのはそのとおりだと思います。ただ、赤字幅が大きすぎるのが問題で、放置出来ないところまで来ていると思います。

長谷部：私もそう思います。昨年度の監事意見でも、今後の課題の1つとして、法律相談センターの改善は指摘されています。

司会：そうすると、法律相談センターの相談業務を廃止するということもあり得るのでしょうか。

般：さすがに、それは極端すぎると思います。

司会：そうすると、先ほど、法律相談センターごとに特色があるというお話でしたが、個別の法律相談センターごとに考えるということですか。

般：そういうことになると思います。また、三会で運営している法律相談センターは東弁だけではどうしようもありません。

司会：家賃や人件費等の固定経費の見直しの議論の中で、いわゆる「箱もの」を止めて、コールセンターのようなものを設置し、担当の弁護士が自分の事務所で法律相談を実施するという意見はありませんか。

長谷部：そのような「箱もの廃止論」も選択肢の1つとして主張されていますが、まだ十分な議論は

されていません。

司会：蒲田の法律相談センターは若手支援という面もあると思いますが、蒲田の実情はどうでしょうか。

長谷部：平成25年度の決算報告書を見ると、蒲田は金421万2429円の赤字になっています（平成26年度定時総会招集通知23頁参照）。

般：蒲田法律相談センターは平成24年10月に開設されたばかりであり、もう少し時間をかけて検証する必要があるかもしれません。

司会：蒲田以外の法律相談センターはどのような状況でしょうか。

長谷部：池袋法律相談センターは、平成27年5月に豊島区役所の移転が決定していますので、それに伴い東京パブリックも移転すれば、そのときに、検討のタイミングかもしれません。

般：錦糸町法律相談センターは、相談室の稼働率が少ないので、もう少し小さい場所に移転することも考えられますが、それでどの程度経費削減になるか見極める必要がありますね。

司会：法律相談センターの問題は個別に検討する必要があるのですがこの程度にして、他に重要な問題はありますか。

長谷部：現在の弁護士会館は平成7年に竣工したので明年で20周年を迎え、20周年目の大規模改修工事が行われます。全体の予算規模は約56億円で、東弁の負担額は約20億円程度になる見込みです。

般：20周年目の大規模改修工事の予算は確保されているので、会員の皆様に新たな負担を求める必要はありませんが、今後の30年目、40年目の会館改修を見越して財政を健全化しておく必要がありますね。

司会：誌面も少なくなりましたので、最後に、抱負をお願いできますか。

長谷部：東弁の財政の健全化のために頑張りたいと思います。

般：収支のバランスのとれた財政を目指したいと思っています。

司会：本日は有難うございました。

新組織が始動 !!

2014年9月1日、当会に2つの新しいセンター・本部が設置され、活動を開始しました。その概要をご紹介します。

若手会員総合支援センター



若手会員総合支援センター 委員長代行
廣瀬 健一郎 (50期)

1 若手会員総合支援センターの設置目的と活動内容

若手会員総合支援センター（以下「センター」といいます）は、弁護士登録5年以内の会員の業務を総合的に支援することを目的として設置された委員会です。

センターは、若手会員の業務支援を行っている他の委員会との意見交換・情報交換を行うことのほか、以下の活動を行う予定です。

- ① 若手会員に対する弁護士業務支援（若手会員の業務に役立つ研修、希望会員への助言などの業務支援）
- ② 若手会員に対する開業・就業支援（開業・就業に有用な情報の提供などの支援）

- ③ 若手会員に対して有用な情報を適時に伝えるなどの環境支援（若手会員に有用な情報を早く届ける仕組みの構築、若手会員のニーズの調査とニーズを実現する施策の検討などの支援）

2 弁護士登録5年以内の会員の方へのお願い

センターの目的である若手会員の業務の支援を実現するためには、弁護士登録5年以内の会員のみならずどのような支援を必要としているかというご要望を知る必要があります。センターは、弁護士登録5年以内の会員のみならずできるだけお手間をかけずにご意見をお出しただけの工夫をいたしますので、ぜひご意見・ご要望をお寄せください。よろしく願いいたします。

弁護士活動領域拡大推進本部



弁護士活動領域拡大推進本部 本部長代行
山本 昌平 (50期)

1 この度、2014年9月1日付にて設置されました弁護士活動領域拡大推進本部（以下「本推進本部」といいます）の本部長（本部長は高中正彦東弁会長）代行を拝命致しました山本と申します。本推進本部設置にあたり、会員の皆様に、本推進本部の目的や意義・役割についてご説明させていただきます。

2 本推進本部は、もともと法曹養成制度改革実現協議会の下に設置されておりました活動領域拡大策検討部会の活動をさらに拡充すべく新しい本部として設置されたものです。本推進本部の設置要綱第2条の目的には、「… (1) 弁護士の活動領域の拡大に関する情報収集及び調査、(2) 本会内における各組織からなる拡大会議の開催、(3) 会員に対する活動領域の拡大に必要な

情報提供、(4) 会員を対象とした研修会、シンポジウム等の実施」と規定されております。この目的から分かるように、本推進本部の役割や意義は、これまでの弁護士活動では十分にはフォローされていなかった分野・領域に対し、積極的にチャレンジして、市民や企業等が必要とする法的サービスを提供し、もって法の支配のさらなる拡充を目指すものです。そのためには、従来の枠に捉われないフレッシュで斬新な発想や大胆な行動力が欠かせないことから、本推進本部は、50期を本部長代行として、50期、60期代を中心として構成されております。本推進本部では、多少の失敗は恐れず、果敢に挑戦していくことをモットーとして参りますので、本推進本部の活動に何卒御理解・御協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

都市型公設事務所 果たしてきた役割と果たすべき役割



第4回 渋谷パブリック法律事務所

弁護士法人渋谷パブリック法律事務所 河合 繁昭 (57期)

渋谷パブリック法律事務所（渋谷パブ）は、他の各パブリック事務所とは異なり、法科大学院における臨床法教育を主たる目的として設立されました。法科大学院を取り巻く環境が大きく変わりつつある中、これまでの渋谷パブの歩み、そしてこれからについて、報告いたします。

1 渋谷パブのこれまで

渋谷パブは、その名の通り渋谷区にある國學院大学法科大学院の一角にあります。そして、「法科大学院教育における臨床法教育の実践」を設立の趣旨に掲げ、國學院大学、明治学院大学、東海大学、獨協大学という4つの大学の法科大学院（LS）と提携して、リーガルクリニック（LC）という授業を提供してきました。法律相談センターも併設されています。

LCは、4大学LSの最終学年の前期に、学生2～3名を1チームとして渋谷パブの弁護士が担当し、原則週1回2時間全15回の授業を行います。授業内容は弁護修習をイメージしていただくとわかりやすいと思いますが、依頼者の同意が得られた事件について、学生が打合せ、接見または各種法的手続に同席し、あるいは法情報や事実を調査し書面を起案する等、可能な限り弁護士として活動するものです。受講者数次第で複数のチームを担当する弁護士もあり、また事件によって授業時間や日時が変動することに加え、法的手続への学生の参加に限界があること等から、所属弁護士は期日の調整に苦労しています。特に最後の点については、法曹三者における検討課題だと考えます。

以上のようなLCにおいて、学生達はそれまで学んだ机上の理論を実践する機会を得るとともに、実務及び専門職としての倫理などを、実際に自分で経験して学ぶことができます。

8月の最終金曜日に行う最終報告会では、4大学LSの受講生全員、指導担当弁護士、そして各LSの教員の先生方にもご参加いただき、学生の事件処理について報告と質疑応答が行われます。こうしたプレゼンテーションの機会を通じて、多様な意見や視点に触

れ、更に他大学の学生や教員の先生方と交流できることは、渋谷パブLCの特色です。また、報告会後の懇親会で学生に感想を聞くと、座学の内容が具体的に理解できた、勉強に対するモチベーションがとても高まった、といったコメントばかりで、指導した側としては数か月間の苦労が一気に報われた気持ちになります。

上記LC以外にも、渋谷パブは模擬裁判や演習等の授業を担当しており、ほぼ1年中、学生との交流が絶えることはありません。その他、法テラススタッフ弁護士の養成、他職経験者の受入、弁護士任官される方々のお手伝い等、LS以外でも広く法曹養成に関与していますが、やはりLCの実践という特色があることから、赴任先の法科大学院で法曹養成に関わった弁護士や、あえて渋谷パブで臨床法教育に携わりたいとご指名いただいた他職経験の裁判官、弁護士任官後もLCにご協力いただいている裁判官、等々、LCを中心に様々なご縁ができているのは、渋谷パブの貴重な財産です。

2 渋谷パブのこれから

ご承知のように、昨今法科大学院についてはいわゆる統廃合の動きが急であり、残念ながら提携4大学のうち、3大学までが学生の募集停止という事態に陥ってしまいました。しかし渋谷パブは、東京弁護士会による臨床法教育の実践の場としての意義を保つべく、昨年度以降、諸先輩方々のお力をお借りして、これまでお付き合いのなかったLSにLCを提供する試みを始めています。また、國學院大学LSとの共催による身近な法律問題についての講演会の実施等、新たな試みを始めています。

今年は事務所設立10周年に当たります。そこで、毎年11月に行っている公開模擬裁判を、10周年記念行事として開催いたします。詳細は近日中に発表させていただきますので、LSや臨床法教育にご興味のある会員の皆様のご参加をお待ちしています。

東京弁護士会による臨床法教育の実践の灯を絶やさぬよう、渋谷パブ所員一同これからも努力していく所存です。

議題 若手弁護士が抱える問題について

2014年度1回目となる第33回市民会議は、「若手弁護士が抱える問題について」というテーマで行われた。最初に、新進会員活動委員会委員長の小暮典子会員及び同副委員長の吉益伸幸会員から、同委員会の行った弁護士就業状況アンケートに基づき、若手弁護士の就業状況についての説明がなされた。また、65期の塩谷太郎会員及び渡部孝至会員からいわゆるノキ弁や即独といった若手弁護士の現状について説明がなされた。その後、意見交換がなされた。

本稿では、その際に委員から出された意見を紹介する。

1. 若手弁護士の就職問題

後藤：ロースクールの修了生を見ていると、東京での弁護士登録を希望するために就職が難しいように思う。地方では、弁護士会ぐるみで即独の若手弁護士を育てる伝統が残っているように思う。

津山：地方で即独をする方が、東京でやるよりも、うまくいくように思う。公設事務所にしても、法テラスにしても、地方の事件発掘は進んでいるような感じがする。

後藤：東京の方が事件のバリエーションが多いと思って東京での登録を希望する人が多いようだが、実際には東京で5年くらいやっている弁護士でも、それほど多くのバリエーションのある事件をやっているわけではないのではないか。

東京から千葉に登録換えをする弁護士も増えていくと聞く。千葉だと、裁判員裁判が山のようにある。房総半島の突端の方では、まだ弁護士が少ない。

岡田：東京と地方の弁護士会費を比べると、東京の方が断然安い。その格差も、東京での登録を希望する若手が多い1つの理由ではないか。

津山：若手弁護士の就職問題については、正直言って

あまり関心がない。関心があるのは、一般の人たちが十分に良質なリーガルサービスを受けられるかどうかにある。そこに問題があるとすれば、社会が考えるべき大きなテーマだといえよう。

2. 若手弁護士の支援

江川：即独の弁護士は、難しい事件が来たときに、自分には無理だからということで受けないこともあるようだが、そういう事件を先輩と一緒にやっていく中で成長していくということもあると思う。

弁護士のチューター制度で、こういう事件だったら、この弁護士と一緒にやったらどうかというマッチングはできないのか。

それができないとすると、委員会に所属するなどして先輩とのつながりがたくさんある人はいいが、収入を安定させるために一生懸命仕事ばかりしている人はなかなか先輩と巡り会う機会もないのが問題だと思う。

後藤：ロースクールも10年経って、学校にもよるが、修了生の上の人たちに相談をすとか、法曹会を作るなど、上下関係ができてきている。そういうことが十分に行われていないロースクールであれば、修了生として、そういうことをやってくれと働きかけてもいいと思う。

弁護士のチューター制度は、チューターへの有償制も含め予算を充てることで好循環が生まれるように思う。

岡田：東京の公設事務所に入った人たちは、研修であれ、先輩との関係であれ、とても恵まれていて、なおかつ、次のステップで地方のひまわり事務所に行くと、経営のことも学べる。それを増やせというわけにはいかないが、即独やノキ弁の人たちの情熱は、弁護士会としても支援をしていかなければいけないと思う。

後藤：弁護士会だけでなく、広く社会を巻き込んで

市民会議委員 *敬称略

阿部 一正 (日鉄住金総研株式会社相談役)
江川 紹子 (ジャーナリスト)
岡田ヒロミ (消費生活専門相談員)
神津里季生 (日本労働組合総連合会事務局長)
後藤 弘子 (千葉大学法科大学院教授)
津山 昭英 (朝日新聞社ジャーナリスト学校顧問)
長友 貴樹 (調布市長)

やるといい。研修では、ロースクールとの連携も検討して欲しい。

3. 弁護士の活動領域の拡大

長友: 任期付き公務員の採用は、少しずつ増えている。国・自治体と法曹界の双方のメリットを考えて、もっと真剣に取り組んでいいと思う。

それには、いくつかの問題をクリアしなければならない。

運転免許証をとっても最初はミラーを見る余裕もないことを考えると、新人弁護士をどれほどの戦力として採用できるのかというリスクはある。

顧問弁護士との関係も考える必要がある。10年も20年もやっている顧問弁護士がいる中で、職員として弁護士を抱えることに、どのようなメリットがあるのか。一つ明確に言えることは、弁護士も職員だと、同じ職員という立場で敷居が低いので、相談しやすいということはある。

不動産の問題、公共事業の問題などは、3年、5年やっていけば、一般職員でもかなり詳しくなる。それを超えて弁護士を雇用するのは、お互いにとって突き詰めた決意が必要となる。

そのような問題をクリアした上でやってみる価値はあるのかなと思う。

弁護士が入ることで、周囲の職員に対する啓発になるという副次的な価値もあると思う。職員たちが、こういう見方が法にかなうのかということを日常的に意識するようになる。その波及効果も少なくないと思う。

阿部: 企業でも、法務部とか知的財産部で弁護士資格のある人の割合は増えている。私の知るところでは、4分の1とか3分の1くらいが弁護士資格を持っている。ただ、企業でそういう人を直接採用するのではなくて、顧問弁護士の事務所から3年くらいのローテーション

で出向してきてもらっているケースも多い。その分、その顧問弁護士の事務所の弁護士数が増えていくことになる。

4. 法曹養成制度

津山: 弁護士会として、きちんと研修をして質を保てるのは1500名程度と聞いている。東京弁護士会の研修の取組みをみると、非常によくやっていると思うが、落ちこぼれる人もいるのではないかという感じもする。

もう1つの問題は、ロースクールの受験生が減っていること。優秀な学生が司法試験をやめて他の道に行ってしまうとすると、放置できない問題だと思う。

後藤: 大学の成績と法曹としての優秀さは違うので、何をもって優秀とするかが問題である。

ただ、自分が法曹になって現実を変えるんだという意識のある学生は、6~7年前から年々少なくなってきたように感じる。ロースクールに入る社会人が少なくなってきた、新卒でそこにロースクールがあるから行くというような層が多くなっている。社会人経験が少ないので、何のために法曹になりたいのかというモチベーションを明確に言語化・意識化できる人が少なくなってきた。

もちろん、ロースクールの学生の中には、いい学生も多い。最近の集团的自衛権の問題や憲法問題で、若手弁護士が独自の取組みをしているのを見ていると、ロースクールのとてもいいプロダクトだと思う。あと10年くらい待ってもらいたいと思うが、社会状況として待ってられないのが残念である。

神津: 新時代の刑事司法制度特別部会に3年間関わらせていただいたおかげで、司法改革について学ばせていただいたが、司法制度改革の理念は大切にして欲しい。いろいろ問題はあるだろうが、10年やそこらで割り切るのはいかがなものか。

平成26年6月12日開催

東京地方裁判所委員会「民事執行の現状」報告

第一東京弁護士会会員 高橋 順一 (40期)

去る6月12日、「民事執行の現状」を議題として東京地方裁判所委員会が開催されました。同委員会は、裁判所5名・検察庁1名・警視庁1名・学識経験者(いわゆる市民委員)9名・弁護士3名(東京三会から各1名ずつ)からなる計19名の委員が年に3回ほど会合を開き、「裁判所の運営に広く国民の意見を反映させる」ことを目的として意見交換等を行っています。

東京三会では、同委員会及び同趣旨のもと設けられている東京家庭裁判所委員会の審議を充実させるため弁護士委員を支援するバックアップ協議会や市民委員も参加できる事前勉強会を各委員会の日程に合わせて開催しています。

今回より、両委員会の活動の中から、会員の皆様に有益と思われる情報を会報にて提供していくことにいたしましたので、業務の参考にいただければ幸いです。

◆民事執行の概況

執行センターでは、不動産競売(BIT)等、ネットへの情報提供を積極的に進め、不動産執行事件の迅速化と売却率の高率化を図っているが、取扱事件数は、平成3年をピークに漸減。日本最大の執行専門部として民事執行の「センター機能」の発揮を目指して最新情報等の提供も実施。

◆主な質疑応答内容

債権執行の実効性を高めるための工夫、内覧制度の利用状況、各地裁における書式等の差異、競売物件の買受状況、競売手続中の不動産が任意売却される割合、共有物分割のための形式競売の実施状況、調停や和解の履行率、遅延損害金と強制執行の申立時期等について質疑応答を実施。この中で、注目すべき事項は、次の2点であった。

【フリガナを付した債権執行の申立て】

金融機関では、主に預金者の氏名(フリガナ)や

生年月日等で口座を管理していることから、差押口座特定のため債務者名にフリガナを付した債権執行の申立ても考えられるかとの弁護士委員からの質問に対し、裁判所は、他の地裁ではそのような例もあると聞いている、問題は債務名義との不一致のリスクであり、判決の表記にもかかわることだが、申立人(債権者)のリスクにおいてフリガナを付すことはあり得るとの見解が示された。

【各地裁における書式や取り扱いの差異】

地裁ごとに請求債権の明細(弁済等の充当)等の書き方が異なり、利用者は困惑する、書式の統一化はできないのかとの市民委員からの指摘に対し、裁判所は、横浜や千葉等の地裁とは定期的に運用統一化のための協議を実施、大阪地裁とも協議していることを明らかにした。

東京地裁民事第21部のWEBサイト「インフォメーション21」(<http://www3.ocn.ne.jp/~tde21/>)には、競売手続の他、全国統一の書式ではないが参考書式例が掲載されていてダウンロードが可能であるとの紹介があった。ぜひご覧いただきたい。

◆今後の地裁委員会

- 平成26年10月2日午後3時「医療観察等について」
- 平成27年2月5日午後3時 議題は未定

次回以降は、法曹以外の委員1名宛の持ち回りで、裁判所への提言や注文を10分程度開陳することも予定されている。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先
司法調査課 TEL.03-3581-2207

秘密保護法 解説

第14回 研修会「秘密保護法施行における刑事法上の問題点」報告

秘密保護法対策本部委員 氏家 宏海 (61期)

2014年7月24日、弁護士会館において、日弁連秘密保護法対策本部副部長の海渡雄一弁護士（第二東京弁護士会）を講師に迎え、「秘密保護法施行における刑事法上の問題点」と題した研修会が実施された。

秘密保護法は、昨年12月成立、同月公布され、公布の日から1年以内に施行することとされている。同法には、漏えい罪（同法23条）、不正取得罪（同法24条）、共謀罪、教唆罪及び煽動罪（同法25条）の罰則が定められており、最高刑は懲役10年である。今回の研修会では、成立した秘密保護法の内容から、刑事法上の問題点までわかりやすく説明していただいた。以下で、研修会で指摘された問題点の概要を報告する。

1 刑事法上の問題点

秘密保護法には、秘密の特定等についてのチェック機関となるべき第三者機関は法定されておらず、その他、秘密が適切に指定されていることを確認する手続もないことが指摘された。内部告発者が刑事処罰から解放されることを保障する規定がなく、法律による特定秘密漏えいの刑事処罰とどのような関係にあるのかが不明である。また、特定秘密とされるべき事項について、「防衛に関する事項」、「外交に関する事項」等限定列挙されているが（法第3条、別表第1号）、ツワネ原則（「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」）において示されているような秘密指定してはならない事項に関する規定がなく、解釈次第では特定秘密の対象が広範囲に亘りうることになる。そのため、秘密が適正に指定されているかを争う場合には、これらの点が問題となることが指摘された。

また、特定秘密に到達する前に被疑者が検挙された場合、弁護活動は極めて困難になることが予想される。すなわち、被疑者本人にも秘密内容が不明であ

り、起訴後においても、起訴状に秘密とされている事項が明記されないことが予想され、これを弁護人が調査しようとすれば、かかる弁護活動自体が、秘密保護法違反に問われかねないことになる。

2 特定秘密の立証の問題点

秘密保護法においては、特定秘密の立証責任が国にあることが明記されていない。秘密の立証について、政府は外形立証（①秘密の指定基準（指定権者、指定される秘密の範囲、指定及び解除の手続）が定められていること ②当該秘密が国家機関内部の適正な運用基準に則って指定されていること ③当該秘密の種類、性質、秘扱いする由縁等を立証することにより、当該秘密が実質秘であることを推認する方法）によって行うとしているが、秘密の具体的内容に言及せず情報の実質に基づく秘密指定の適否の議論は困難であること、とりわけ、被告人側が、秘密指定の適法性を争い、特定の濫用性を主張する場合には、外形立証だけでは反証不能となることが指摘された。

また、弁護人が秘密の開示を受けたとしても、特定秘密の指定が解除されなかった場合、弁護人は特定秘密の内容に公判廷で言及できるのかが不明であり、訴訟活動そのものが秘密保護法違反の罪に問われかねないことになる。

3 終わりに

研修会の終わりには活発な質疑応答がなされた。その中で、秘密保護法違反事件においては、弁護活動自体が秘密保護法違反になりうるおそれがあるので、弁護活動に組織的バックアップが必要ではないか、当番弁護や国選事件においても、複数選任の必要性があるのではないかと意見が出された。今後、秘密保護法の施行を見据えた体制作りが必要になると思われる。

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第5回 女性弁護士が弁護士を続けるための支援を —— 大谷恭子会員に訊く

聞き手：男女共同参画推進本部委員 大庭 秀俊 (61 期)

登録間もないころから、子育てをしながら、差別事件や死刑事件等の困難な事件にあたってきた大谷恭子会員(30期)に、お話をお聞きしました。

修習、就職から独立まで

3人の子育てとともに歩んだ弁護士生活

私は、1978年に30期で弁護士登録しました。私の時から、女性の合格者が増え始め、女性法曹の地位について議論が活発化しだしたころでした。司法研修所で教官が、女性修習生に対して、「能力を腐らせて家族の肥やしになることを考えろ」などと発言して問題になったのも、私が修習生の時でした。

私には、長男、次男、長女と3人の子供がいます。長男は、裁判修習中に産まれました。修習は何とか終わりましたが、就職については大変苦労しました。面接の時に、「第二子はしばらく産まないよね」などと聞かれて嫌な思いをしたことを覚えています。こういった就職差別は私が修習生の頃から問題になっていたはずなのに、未だに改善されていないと聞いて、たいへん嘆かわしく思っています。

その後なんとか就職先が見つかりましたが、次男を年子で妊娠し、出産しました。2年目に事務所を移って「ノキ弁」になったりして、経済的にはまったく安定しませんでした。弁護士業務も永山則夫さんの事件など困難な刑事事件や差別事件を多数抱えながらの子育てでした。もっとも、実母や保育園などの支援が得られましたので、子育てについては、当時では恵まれたほうだったと思います。

弁護士5年目に独立して、10年目に長女が産まれました。長女の時は、子育てに時間をとるため水曜日を中休みにしようと決めて、しばらくやっていましたが、やはり忙しさから2年で挫折してしまいました。

こんな話を聞くと、より弁護士を巡る状況が厳しくなっている、いまの若い方たち、特に女性は、家庭を

持ちながら弁護士を続けていくことは、やはり厳しいと感じるかもしれません。でも、妊娠・出産などのライフイベントをきっかけに、キャリアのある弁護士がやめてしまうのは本当にもったいないと思います。

女性弁護士がキャリアをあきらめないよう 弁護士会ができる限りの支援を

いま、地方自治体や企業などは男女共同参画を進めていて、特に女性弁護士の協力を求めています。そういった諸団体に対して、弁護士会が推薦をする制度を作るなどして、女性弁護士が弁護士を続けていくことを、弁護士会として支援していただきたいと思います。

子育てについても、成長は待ってくれないけど、子どもは親のことを待っていてくれるものだと思います。たくさん遊びに連れて行ってあげられるわけではなく、そこについては申し訳なく思っていますが、例えば子どもが寝る前、午後10時までに帰宅して、本を読んでもあげてを日課にしたり、朝は保育園に送っていくときにできるだけ話をするようにしたり、限られた時間のなかで、できるだけ濃い関わりをしようと心がけていました。

最近は、家事に関わる男性が増えてきましたが、やはり育児や介護などのライフイベントの負担を負うのはまだまだ女性が多いです。女性弁護士がそのためにキャリアをあきらめなければならないのは本当にもったいなく、何としても続けてほしいと思います。弁護士会には、そのために、できる限りの支援をしていただきたいと思います*。

(構成：大庭 秀俊)

*編集部注：当会の「出産や育児に関する支援制度」については、以下の会員サイトを参照
<https://www.toben.or.jp/members/kenkou/shussan.html> 会員サイトのトップページ>健康とくらし>出産や育児に関する支援制度

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第23回 大分地方裁判所平成25年12月10日判決(N社事件)

〔労経速2202号3頁〕



労働法制特別委員会研修員 小木 惇 (66期)

1 事案の概要

(1) 被告Y社には、無期契約の正社員と有期契約の準社員等があり、両者の職務内容に大きな違いはないが、正社員の1日の所定労働時間は8時間、年間所定勤務日数は258日であるのに対し、原告Xら準社員はそれぞれ7時間、291日とされていた。また、正社員にのみ転勤・出向の義務があり、平成20年4月以降は正社員のみがチーフや運行管理者といった役職に任命されることとされ、賞与・休日賃金・退職金の点でも格差が設けられていた。

平成16年10月からY社で有期契約社員(同18年4月から期間1年の準社員)として勤務していたXは、平成23年2月、準社員の処遇がパートタイム労働法の禁止する差別的取扱い(同法8条1項)に該当するとして大分労働局長に紛争解決の援助を求めたが、解決に至らなかったことから、平成24年5月に労働審判を申し立てたところ、Y社が労働審判に異議を申し立て、本訴訟に移行した。なお、Y社は、審判手続係属中の同年7月、就業規則を変更して準社員の所定労働時間と年間勤務日数を正社員と同一にし、また、平成25年3月、Xを雇止めしている。

(2) 本件は、Y社準社員であったXが、Y社に対し、①Xに対する雇止めは無効であるとして雇用契約上の地位確認と損害賠償を、②賞与・休日賃金・退職金の各労働条件におけるY社正社員と準社員との処遇の差異はパートタイム労働法8条1項の差別的取扱いに当たるとして正社員と同一の待遇を受ける地位確認及び不法行為に基づく損害賠償を、③上記②の点は労働契約法20条の「不合理」な労働条件にも当たるとして不法行為に基づく損害賠償を請求した事案である。

(3) 本件の争点は多岐にわたるが、本稿では、主にパートタイム労働法8条1項違反の有無と、同項及び労働契約法20条の効力の問題について検討する。なお、本判決は上記雇止めの効力を否定し、Y社に対し50万円の慰謝料等の支払義務を認めている。

2 裁判所の判断

(1) パートタイム労働法8条1項違反の有無

同条は、①職務内容の同一性、②配置転換の範囲の同一性、③無期契約またはそれと同視できることの3点を要件として、パートタイマーと正社員の差別的処遇を禁止しているところ、裁判所は、Xがパートタイム労働法の対象となる短時間労働者(同法2条)に該当するのは、就業規則変更前の平成24年6月までであるとしたうえで、XY社間の「労働契約の実情に鑑み」て、Xは「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」にあたり、賞与・休日賃金・退職金の処遇の格差につき、いずれも同項に違反するものと判断した。

本件では、上記要件のうち、②配置転換の範囲の同一性が主たる争点とされていたが、本判決は、正社員の転勤・出向の実例が少ない事実、チーフ等への任命の点でも平成20年3月まで正社員と準社員の扱いに差はなく、事業所によっては同日以降も準社員が任命されている例があった事実等を重視し、両者の配置変更の範囲は実質的に同一であると判断している。

(2) パートタイム労働法8条1項に基づく正規労働者と同一の待遇を受ける地位確認請求

裁判所は、同項は「差別的取扱いの禁止を定め

ているものであり、同項に基づいて正規労働者と同様の待遇を受ける労働契約上の権利を有する地位にあることの確認を求めることはできない」等としてこれを否定した。

(3) パートタイム労働法8条1項違反を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求

裁判所は、同項に違反する行為が不法行為を構成することを認め、賞与・休日賃金の差額分の損害賠償請求を認めた（退職金の請求は雇止めが無効とされたため棄却された）。

(4) 労働契約法20条違反を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求

裁判所は、同条の施行日である平成25年4月1日以降が不法行為の対象となるとし、本件では、上記施行日以降、Xには賞与請求権が発生していない等として請求を棄却した。

3 本判決の検討

(1) パートタイム労働法8条1項や労働契約法20条の民事的効力については予てより議論がある。厚労省通達（平成24年8月10日基発0810第2号）は、「（労働契約）法第20条により、無効とされた労働条件については、基本的には、無期契約労働者と同一労働条件が認められると解される」として補充的効力を認める見解を示し、また労働契約の合理的補充解釈により同様の処理を認める有力な学説もある（荒木・労働法等）。しかし、本判決は、パートタイム労働法8条1項に基づく地位確認請求を否定し、不法行為による損害賠償請求を認めた。かかる判断は広く雇用平等問題に影響すると考え

られるが、判旨を前提とすると、労働者としては、差別的取扱いがなされる都度、損害賠償請求をして使用者に是正を求めることとなる。

(2) 本判決が、Y社正社員と準社員の勤務条件が（実質的には同一だとしても）厳密には様々な点で異なるにも拘わらず、その差異に言及せず単純に両者の賃金差額の全額を損害と認めた点については異論があるかもしれない。

とくに、仮に退職金が損害賠償の対象となる場合に、準社員にも正社員の退職金と同額の請求権が直ちに認められるものだとすれば、過度に準社員を保護する結果となろう（例えば正社員と準社員では採用時のハードルも異なるはずである）。また、退職金についての企業側の人事政策が過度に制限されるおそれもある。

もともと、あらゆる事情を考慮して適正な損害額を算出するよう裁判所に形成的判断を求めることには限界もあり、同種事件で丸子警報器事件（長野地上田支判平成8年3月15日労判690号32頁）が示した「正社員の8割」といった基準も参考になるとは考えられるが、具体的判断基準については今後の裁判例の蓄積が待たれるところである。

なお、パートタイム労働法8条については、本年4月に差別要件の③を削除する改正案が可決され、平成27年4月から施行される予定である。

(3) その他、本判決が示した配置変更の範囲の同一性の判断基準、本判決が平成24年7月以降パートタイム労働法によるXの保護を否定した点、平成25年4月以降のXの賞与請求権を否定した点等については、ジュリスト1465号111頁に水町教授の詳細な評釈があり参考になる。

体験談

勾留を争う弁護活動

刑事弁護委員会委員 竹内 明美 (61期)

近時、弁護人が努力することにより、裁判官が勾留について慎重な判断をするケースというのが多々見受けられる。以下、最近当職が経験した勾留請求却下事例を紹介する。

1 Aさんの窃盗事件

Aさんが、書店で本を万引きし、現行犯逮捕されたという事案。Aさんは、過去に何度も万引きで捕まった経験があり、数か月前には、逮捕・勾留された上起訴猶予処分になったという前歴があった。

Aさんは、翌日午前送検、午後勾留質問の予定となっていた。当職は、受任後、Aさんの母親と連絡を取り、Aさんの母親の陳述書と身元引受書を作成するとともに、勾留の理由及び必要性がない旨の検察官及び裁判所あての意見書を作成した。意見書では、Aさんがうつ病で通院・服薬の必要があること、母親がAさんの問題に真剣に取り組んでおり身元引受人として信頼できることなどを強調して記述した。

翌日朝、検察庁に意見書等を提出したが、(予想どおり)検察官はAさんの勾留を請求した。

そこで、当職は、午後に、裁判所に意見書等を提出したところ、担当裁判官は電話面接に応じてくれ、Aさんの事情について直接話し合うことができた。

結果、裁判所は、Aさんの勾留請求を却下し、Aさんは釈放された。

2 Bさんの迷惑防止条例違反

Bさんが、深夜、酒に酔って、通りすがりの女性のお尻を触って、現行犯逮捕されたという事案。

本件は、軽微な事案、かつBさんは前科・前歴もない有職者であったのに、Bさんは勾留されてから当番弁護士を呼んだため、当職が接見した際には、すでにBさんに対する勾留決定がなされてしまっていた。

Bさんは自宅近くで犯行に及んでいるところ、Bさんと被害女性の自宅が極めて近いというのが、不利に働いたのではないかと思われた。

当職は、弁護人に選任された後、Bさんの家族に連絡を取り、Bさんの身元引受書・陳述書を作成してもらい、被害女性への被害弁償金を預けてもらった。

そして、Bさんには、釈放された後は、現住所ではなく被害女性宅から遠く離れた実家に戻り、そこから職場に通勤するという内容の誓約書を書いてもらった。

当職は、上記資料を添付し、裁判所に勾留決定に対する準抗告を申し立てた。申立書では、勾留の理由がないことはもちろん、勾留継続によりBさんが職を失うおそれがあること、示談交渉の準備をすでに開始していることなど、勾留の必要性がないという事情を厚く記述した。

結果、準抗告は認容され、勾留請求却下となり、Bさんは釈放された。

3 まとめ

当職の経験した勾留請求却下事例としては、他にも、器物損壊、公務執行妨害、住居侵入、電車内痴漢事件などがある。いずれも軽微な事件で、現行犯もしくは犯行後すぐの逮捕というのが共通点である。

却下事例は、仕事を持ち、家族がいるというケースばかりではない。中には、アパートの大家さんに身元引受人になってもらった事例もある。被疑事実を争っていないながら認められたケースもある。

当職としては、いわゆる重大事件であっても、勾留の理由も必要性もない事件は多数あると思うが、やはり軽微事案であれば、勾留請求却下率はきわめて高い。

安易な身体拘束を防ぐためにも、弁護人は、積極的に被疑者の勾留の是非を争っていくべきである。

国選付添対象事件の範囲拡大に伴う手続の変更点

刑事弁護委員会委員・子どもの人権と少年法に関する特別委員会事務局長 村中 貴之 (56期)

本年6月18日に、家庭裁判所の裁量による国選付添人の選任対象事件の範囲を、死刑、無期、長期3年を超える懲役または禁錮にあたる罪の事件（被疑者国選弁護対象事件と同一範囲。ただし触法事件も含みます）に拡大する改正少年法が施行されました。

これに伴い、国選付添人の選任手続や少年保護事件付添援助制度の利用要件が変更されましたので、簡単に説明致します。

1 法テラスとの間で国選付添人契約を締結してください。

国選付添人になるには、国選弁護人契約とは別に法テラスとの間で国選付添人契約を締結していることが必要です。

国選付添人契約の締結には、国選付添人契約申込記載事項の届出についての依頼書と希望調査票を弁護士会（人権課）に提出してください。提出された書面は弁護士会から法テラスに提出します。家裁送致の時点で国選付添人契約の締結がない場合、国選付添人に選任されないことがあります。

2 国選付添人選任を求めるときは、家裁に「申入書」を、法テラスに「要望書」を提出してください。

国選付添対象事件において、捜査段階で被疑者国選弁護人として活動していたり、当番弁護士として出動していたりした場合は、家裁に国選付添人選任を求める旨の申入書を、法テラスに国選付添人選任に関する要望書を、家裁送致される日の前日までに提出（FAX可）する必要があります（書式は会員サイトからダウンロードできます*）。これらの書面は、家裁送致日以前であっても（逮捕段階でも）提出することができます。

これらの書面の提出がない場合は、被疑者国選弁護人であったとしても原則として国選付添人に選任されません（国選付添人を選任する判断がなされた場合は別の弁護士が選任されます）。また、後記3のとおり日弁連援助制度の利用もできなくなります。

* <https://www.toben.or.jp/members/syoshiki/kokusen.html> 会員サイトへログイン後、書式>国選・当番・法律援助事業書式「国選付添人関係書式」

3 国選付添対象事件では、家裁に国選付添人の選任を求める申入書を提出したにもかかわらず国選付添人に選任されなかった場合等でないと日弁連援助制度の利用ができなくなります。

国選付添人の選任は家裁の裁量ですので、常に選任されるとは限りません。家裁が国選付添人の選任をしない場合、少年保護事件付添援助制度を利用した援助付添人として活動することになります。

今回の改正に伴い、援助制度の利用要件も変更されました。具体的には、(1)家裁に国選付添人選任を求める申入書を提出したにもかかわらず国選付添人に選任されなかった場合、(2)国選付添人の選任を待たずに正式の法的手続を行うために付添人となる必要がある場合、(3)家裁が国選付添人の選任をしないとの判断をし、当番付添人の派遣要請があった場合でないと援助制度の利用ができないことになりました。援助申込みに際しては、少年保護事件付添援助利用申込書の「弁護士援助の必要性・相当性」欄の下部の所定の箇所にチェックを入れ、家裁に申入書を提出したが国選付添人に選任されなかった場合は、提出した申入書の写しも添付してください。

第53回

法律研究部で活躍する若手に聞く～医療過誤法部 編～

聞き手：新進会員活動委員会委員 伊藤 慶太 (64期)

法律研究部で活躍する若手に聞くシリーズ第7弾として、前回のインターネット法律研究部に引き続き、今回は、医療過誤法部にご所属の松田ひとみ会員(63期)にお話を伺いました。



松田ひとみ会員 (63期)

— 医療過誤法部の概要について教えていただけますか。

医療過誤法部では、8月、12月を除いて月に1回定例会を開催しており、医療過誤に関する裁判例の研究等を行っています。毎回の参加者は20名程度ですが、部員である弁護士だけでなく、医師、看護師、薬剤師などの医療関係者が毎回少なくとも4～5名は参加しています。

また、東京弁護士会が毎年発刊する「法律実務研究」に論文を掲載して研究成果を発表しており、毎年医療過誤法部に所属する会員が執筆を担当しています。

— 医療過誤を業務として扱っている部員が多いのでしょうか。

医療過誤を扱っている部員は多いですが、業務として扱っていないものの、興味があって参加しているという部員も

いらっしゃいます。医療過誤を扱っている部員は患者側・病院側が半々ぐらいです。

— 医療の専門知識の理解がなければ参加することは難しいのでしょうか。

特に専門知識を持っていることは要求されません。定例会では発表の担当者が事前にレジュメを配布しますので、わからないことがあれば調べてから定例会に臨むことができますし、医療の専門用語も発表の際に解説がありますので、専門知識を持っていなくても十分議論に参加することができます。

— 定例会ではどのような活動をされているのですか。

定例会では、毎回1名の発表担当者が、自由にテーマを決定して医療過誤に関する裁判例を調査して発表を行い、その後質疑応答とディスカッションを行います。

定例会の後には毎回懇親会も行っていますので、部員同士の交流を深めることができ、私も定例会やその後の懇親会に参加することで多くの部員と知り合うことができました。また、懇親会において、医療関係者にとって当たり前過ぎて医学書には書かれていないことを教えていただいたこともありました。

— どのようなきっかけで医療過誤法部に入部されたのですか。

弁護士になる前は理学療法士として病院及び行政機関においてリハビリテーションの仕事をしていたので、医療にまつわる法律関係にはもともと興味がありました。私が勤務していた病院も医療過誤訴訟を提起されたことがあるのですが、判決後、その訴訟を契機に、病院のシステムが改善されました。判決という終わり方だったので、システムの改善を原告の方にご存じないかも知れません。ただ、巨大病院のシステムはそうそう変わるものではないため、現場の職員として非常に関心を持ちました。

弁護士登録をして最初に入った事務所は医療過誤を扱う事務所ではありませんでしたが、司法修習時代の民事弁護教官に医療問題に関心があると話をしたところ、医療過誤法部を紹介していただいたことがきっかけで入部しようと思いました。

— 医療過誤法部に入って良かったことはありますか。

私は会派の活動を行っていないため、他の会員と交流する機会があまりないのですが、部の活動を通して多くの部員と知り合うことができました。また、期が上の弁護士の方々の意見を聞けることや、定例会に参加していただいている医師の中でも意見が分かれることがあり、医療の専門家から様々な意見を聞けることが良い経験となっています。

— 印象に残っている活動を教えてください。

これまでに定例会で3回発表を行いました。昨年の5

月の定例会で行った「骨折治療における治療義務違反について」と題する発表が一番印象に残っています。そこでの質疑応答とディスカッションの成果をまとめて、「法律実務研究」に論文を掲載することになりました。

私は理学療法士として働いていたので、骨折の一般的な治療方法等の医学的な知識は一応持っていましたが、論文の執筆にあたっては、読み手である会員にもわかりやすいように専門用語を解説しなければならないため、図書館に何度も通って医学書を読み込んだりしました。また、ロースクールに入学した時点から医療の現場を離れているので、その点にも留意するようにしました。裁判例の調査なども苦労が多かったですが、部員の方々に論文の原稿を見ていただき、貴重な意見をうかがうことができましたので私自身大変勉強になりました。

— 最後に、医療過誤法部の魅力をお話いただけますか。

期の上下を問わず多くの部員と知り合うことができますし、経験談をうかがうことで自分の業務にも役立つことが多々あります。また、定例会には部員の弁護士だけではなく、医療の専門家も参加しているので、様々な立場から意見をうかがうことができますので、医療の専門家の知り合いがいない若手会員にとっては大変貴重な機会になっていると思います。

医療過誤を業務として扱ってなくても興味があれば誰でも入部でき、実際に医療過誤を扱う機会のないインハウスの部員もいます。若手の会員が定例会の発表や「法律実務研究」の執筆等で活躍できる場面が多くありますので、医療過誤に興味がありましたら、是非、参加してください。お待ちしております。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

34期

忘れられない記憶



会員 齋藤 雅弘 (34期)

私の修習期は34期ですので、研修所は湯島にあり司法修習は1980年4月から1982年3月までの2年間でした。入所する少し前の1980年2月に母を51歳で亡くしましたので、司法研修所への入所は、母の他界と重なり忘れられない記憶です。かなり個人的な事柄を書き連ね、この連載の趣旨から外れるかもしれませんが、このような事情からご寛容をお願いします。

司法試験の口述試験の真っ最中に、夏から体調を崩していた母の精密検査の結果が出て、末期の肺癌で半年くらいの命だと医師に宣告されました。司法試験の合格発表後は、家庭の事情もあって昼間は時間がとれる私が自宅で母の面倒を見ていましたので、修習生になってからもできるだけそうしたいと思っていました。しかし、実務修習地が自宅（埼玉県鴻巣市）から通えない所ではそれは不可能ですので、このような事情を付記し、実務修習地は第1希望が浦和、第2希望は東京と記載して入所の願書を出しました。浦和と東京以外はどこに決まっても自宅からは通えませんので、第3希望は一度住んでみたいと思っていた京都にしました。年末か年明けに司法修習生の採用通知が届き、実務修習地が残念ながら京都に決定されたと分かりました。

年末までは母も元気でしたので、この調子なら実務修習に移る7月末頃まではまだ元気で過ごせるかもしれないと思え、実務修習地が京都になったことは、正直なところ困りました。そこで、通知が届いてすぐに、当時の司法研修所事務局長の定塚孝司判事に手紙を書き、実務修習地の変更を願い出しました。程なく定塚判事から電話があり、実務修習地には受入れ可能な人数等もあり、一旦、決まってしまうと変更は難しいとの回答で、変更は諦めざるを得ませんでした。その後、

年が明けた1月中旬頃から母の容態は急に悪くなっていき、司法研修所の入所まではまだ少し間があった2月に他界しました。司法研修所の入所式の数日前に、定塚事務局長から電話を頂き、横浜なら定員の空きが出たので変更可能だがどうするかと聞かれました。しかし、すでにその時点では母は亡くなっていましたので、その旨の説明をし、実務修習地は変更せずにそのまま京都に行くことにしました。

定塚判事は修習生の間では「要件事実の鬼」と評されるなど、どこか怖そうな印象を受けましたが、私がお願した修習地の変更の希望を心に留めて、入所までの間にいろいろ配慮をして下さったのだと思います。後年、癌により定塚判事も壮年でお亡くなりになったと聞き、母のことに同時に定塚判事の心遣いも思い起こされ、感謝の気持ちを新たにしました。

こうして始まった司法修習ですが、私は前期修習と後期修習は自宅から通いましたので、自宅起案には苦勞をさせられました。今のように情報通信ツールが発達していませんでしたので、一応自分なりに起案をしてから、当時は松戸にあった研修所の寮に居るクラスの友人に電話を掛けて寮での議論の様子を聞いたり、やはり自宅で起案している友人に電話を掛けて議論を聞いてからまた再考するということの繰り返しでした。

京都修習では、裁判修習でも弁護修習でも、いずれ実務に就いたら嫌という程起案をするのだから、ガツガツ起案しなくてもいいと言われたのを履き違えて、あまり勉強をしなかったことは今から思えば後悔します。しかし、修習も生活も本当に楽しい毎日でした。高校も大学も自宅通学で、京都で修習を始めるまで地元を離れたことがなかったことから、住めば“都”を文字通り実感できた生涯忘れられない1年4ヶ月でした。

海の女を目指して ～赤い円管服への誓い～

会員 池田 美奈子



海事弁護士

私は、海事事件を専門に扱う事務所に所属しています。「海事事件」とは海に関する事件だとは分かって、具体的にどのような案件を扱うのかご存知の方は少ないのではないのでしょうか。私の事務所は、海事事務所の中でも幅広い種類の案件を受任しており、船舶同士の衝突等の事故案件から傭船契約に関する紛争やシップファイナンスまで様々です。

特に事故案件に関しては、船に関する知識が不可欠であり、事務所には元船乗りの弁護士もおりますが、基本的には商船大学や船会社出身の海事補佐人と共に事件の処理に当たります。

乗船研修

幼少の頃より海の近くで育ってきたものの、船については門外漢であるため、入所直後は、海商法の専門書よりも先に「船のすべてがわかる本」や「船体構造イラスト集」なる本を熟読して、船の構造や海運業について勉強しました。しかし、どうしても書物から学べる知識には限界があり、いざ事故案件の依頼がくると、当該案件の事故原因はおろか、「そもそも何故あんなに広い海の上で船が衝突するのか？」という初歩的なことも理解していない自分に気がきました。これでは何時まで経っても一人前の海事弁護士にはなれないと危機感を抱き、パートナー弁護士に「船に乗せてください！」と直談判しました。

熱意（焦り？）が伝わったのか、色々な方々の協力の下、6月にVLCC（大型原油タンカー）での3泊4日の乗船研修が実現しました。乗船したVLCCは全長333m、幅60m、載貨重量31万トン強。東京タワー

の高さが丁度333mなので、本船がいかに大きいかがお分かりいただけると思います。初めて本船を目の前にしたときは、その重量感に圧倒され、とても海に浮いているとは思えませんでした。実際、停泊中に限らず、航行中であつても海が荒れていないときは、全く揺れを感じず、船橋等がある居住区内にいと陸上と錯覚してしまうほどでした。

船上では、船員は皆、円管服（つなぎ）を着用して作業に当たります。私もパートナー弁護士から乗船研修にあたり円管服を調達しておくように、と指示されました。何も知らない私は、万が一海に落ちてみすぐに発見してもらえるようにと、真っ赤な円管服を注文しました。購入後、パートナー弁護士に報告すると、「今の若い人は考えることが違う！」と妙に感心されてしまいました。

実は、海上での視認性が高いのはオレンジ色だそうで（救命用具にオレンジ色が多いのはこのため）、オレンジ色の円管服を制服としている船会社もありますが、基本的には落ち着いた色の円管服を着用することが多く、赤い円管服は良くも悪くも目立ってしまいました。

研修では、船橋における船長や航海士の業務の見学を始め、機関室や荷役設備、荷役作業の見学や、海図の読み方、六分儀の使い方等多くの貴重な経験をさせてもらいました。

海の女への道

私は海事弁護士として歩み始めたばかりです。この乗船研修で得た知識を活かしてこれから数多くの事件をこなし、一日でも早く一人前の海の女になれるように精進して参りたいと思います。

『グラン・トリノ』

2008年／アメリカ／クリント・イーストウッド監督作品

イーストウッドが示した矜持

会員 高須賀 康秀 (65期)



『グラン・トリノ』
ブルーレイ ¥2,381 +税
DVD ¥1,429 +税
ワーナー・ブラザーズ・ホーム
エンターテインメント

1 あらすじ

妻に先立たれ、一人暮らしの頑固な老人ウォルト・コワルスキー。彼の唯一の楽しみは、大切にしている愛車グラン・トリノを磨き上げ、そして眺めることである。その宝物を盗もうとしたのが隣に住むモン族のタオだった。ウォルトがタオの謝罪を受け入れたときから、二人の不思議な交流が始まる。学校にも行かず、自分の進むべき道が分からなかったタオが、ウォルトから与えられる労働に従事するうちに、男としての自信や労働の喜びに目覚めていき、ウォルトもまた、タオを一人前の男にするということに、生きる喜びを感じ始める。

しかし、タオは不良グループからの嫌がらせや争いから、家族とともに命の危険にさらされる。タオとその家族を守るため、ウォルトがとる行動とは…？

2 ウォルトとイーストウッド

本作は、一人の少年の成長談としてももちろん面白い。タオが労働に従事している様子を自宅のテラスから煙草をふかしながら眺めるウォルトの視線は優しく、美しい。しかし、本作を決定的に傑作たらしめているのは、このウォルトという主人公をクリント・イーストウッドが演じているという点にある。

ウォルトの人生のピークは、フォード社でグラン・トリノを自ら作ったという1972年に象徴される。その頃は、アメリカ車がまだ輝きを放っていた時代である。しかし、アメリカ自動車産業の衰退とともに、かつての同僚たちは姿を消していった一方、モン族を始めとする多くのアジア系の移民が住みはじめ、同時にウォルトの家の周りは荒れ果てていく。つまり、ウォルトや

グラン・トリノは古き（良き）アメリカの象徴として描かれている一方で、急速に消えつつある古き（良き）アメリカの象徴としても描かれているのである。

一方、イーストウッドは、本作公開時78歳であり、ウォルトとまさに同世代。また、俳優としての名声は「ダーティハリー」シリーズ（1971～88）で確立したが、同時にその頃は古き良きアメリカ映画が終焉を迎えつつある時期でもあった。

ウォルトとイーストウッドを重ね合わせながら本作を改めて見直すと、ウォルトのとる行動の意味とエンディングがより味わい深いものとなる。

3 劇中で流れる音楽

本作では、音楽の挿入は極めて抑制的で、劇中ではほとんど流れない。その効果もあって、エンディングで流れる、音楽の美しさは際立つ。そして、その美しい音楽をバックに、画面に映し出されるグラン・トリノを運転するタオの表情。そのタオが運転するグラン・トリノが道の向こう側に去っていき、その後他の車がその道を通り始めるタイミングやその数。そのあまりの美しさや余韻に、劇中、エンドロールが流れ終わった後も、私はしばらく椅子から立ち上がることができず、ただただ圧倒された。本作を映画館で見ることができて、本当に良かったと思う。

4 最後に

以上、いろいろと書き連ねてきたが、書き終わった今でも本作の魅力を十分に伝えることができたか、全く自信はない。百聞は一見にしかず、ぜひご覧いただきたいと思う。

コーヒーブレイク



ドイツ演奏旅行

会員 萩原 園子 (62期)

バッハゆかりの地

「教会」というと、どんな場所をイメージするだろうか。今年の5月、私はドイツの伝統ある教会でヴァイオリンを演奏する機会を得た。東京J. S. バッハ合唱団がバッハゆかりの地で合唱する際、オーケストラ伴奏要員として同行したのである。バッハの生地であるアイゼナハから、バッハが晩年を過ごしたライプツィヒ、「生涯をそこで終えるつもりであった」というほど充実した時を過ごしたケーテンの三都市をまわり、バッハゆかりの教会で演奏してきた。

音楽が心に響く

最も印象に残ったのはケーテンのアグヌス教会での演奏会である。合唱団がアンコール曲として用意してきた「野ばら」を歌おうとした時、教会の音楽監督（オルガニスト）が突然、教会参列者に向かって「一緒に歌おう」と提案した。この一声で、日本の合唱団とドイツの教会参列者が、ドイツ語で一緒に野ばらを歌ったのである。その歌声、ハーモニーは今でも忘れられない。よくドイツ人と日本人は気質が合う（真面目なところだろうか）、と言われる。ケーテンでの野ばらはそれがまさに歌に表れており、何とも言えない一体感と優しい空気が教会中を包んだ。私は、遠く離れた異国の地で、言葉も分からない者同士が一体となる瞬間に初めて触れた。「音楽が心に響く」とはこういうことを言うのだろう。こんな素敵な体験は、きっと後にも先にも今回だけであろうと思う。

ドイツの教会

冒頭の質問（教会のイメージ）に対する私の答えで

Deutsch-japanisches Begegnungskonzert:
BWV4
Christ lag in Todes Banden
BWV68
Also hat Gott die Welt geliebt
BWV540
Toccat und Fuge F-Dur
Organistin: Martina Apitz
BWV227
Jesu meine Freude

J. S. Bach Chor
Tokyo, Japan
Dirigent:
Seiya Takahashi
St. Agnus-Kirche
Köthen
Orgel/Chorleitung:
Martina Apitz

Mittwoch, 7. Mai 2014
19.30 Uhr
St. Agnus-Kirche Köthen
Stiftstraße 11, 06366 Köthen/Anhalt
Eintritt frei (Spenden willkommen)

あるが、今回の演奏旅行に行くまでは正直、「真面目で少し暗く、静かな場所」であった。ところが、ドイツの教会は想像と全く異なるものだった。

太陽の光が差し込む明るい作りで、装飾や色遣いも実に豪華・鮮やかである。教会の鐘の音が鳴り響くと、参列者はパイプオルガンに合わせてイキイキとした表情で讃美歌を歌っていた。良い意味で教会の概念を覆され、すっかりドイツの教会にはまってしまった。

3つの教会で演奏するにあたり、最も苦勞したのは音量の調節である。ヨーロッパの教会は、その構造上、とにかく音が良く響き、また教会ごとに響き方が全く異なる。本番直前の1回のリハーサルで楽器間・合唱との音量バランスを調整することはとても大変であった。

ドイツの教会は実に個性豊かであった。

ヴァイオリンが結ぶ縁

私は3歳からヴァイオリンを始めたので、気づいた時にはヴァイオリンを弾いていた。高校卒業後は、しばらくヴァイオリンをケースの中で休ませていたが、弁護士1年目に偶然にも木村真一会員（東弁のヴァイオリニスト）にお会いする機会があり、法律家を中心に結成された「アンサンブル・フォウ・ユウ」に誘っていただいた。これにより私の音楽生活が再開したのである。ちなみに、今回のドイツ演奏旅行のオーケストラは、「アンサンブル・フォウ・ユウ」のメンバーが中心であった。

ヴァイオリンのお蔭で、法曹界の音楽仲間に出会い、ドイツにも行くことが出来、音楽でドイツ人と心を通わせることまで出来た。ヴァイオリンに感謝である。

法律学

『生と死、そして法律学』町野朔/信山社
『純粋法学 第2版』Kelsen, Hans/岩波書店

論文集

『岩波講座現代法の動態 法の生成/創設』長谷部恭男/岩波書店
『現代法律実務の諸問題 平成25年度研修版』日本弁護士連合会/第一法規

外国法

『ドイツ法秩序の欧州化 シュトラインツ教授論文集』Streinz, Rudolf/中央大学出版部
『イギリス法史入門 第4版 第1部 総論』Baker, J. H./関西学院大学出版会
『情報化社会の個人情報保護と影響評価 韓国におけるプライバシー影響評価から見るアセスメントのあり方』シンヨソバン/勁草書房
『憲法改正の政治過程 ドイツ近現代憲法政治史から見てくる憲法の諸相』安草浩/学陽書房
『アメリカ捜査法』Dressler, Joshua/レクシスネクシス・ジャパン

憲法

『ヘイトスピーチ 表現の自由はどこまで認められるか』Bleich, Erik/明石書店
『法の番人』内閣法制局の矜持』阪田雅裕/大月書店
『集団的自衛権容認を批判する』渡辺治/日本評論社
『マイナンバー制度と企業の実務対応』榎並利博/日本法令
『図でわかる! マイナンバー法のすべてQ&A』みずほ情報総研/中央経済社

国会・選挙法

『国会運営の理論』鈴木隆夫/信山社
『選挙運動違反の警告&検挙実例集』国政情報センター
『実務と研修のためのわかりやすい公職選挙法 第15次改訂版』選挙制度研究会/ぎょうせい

行政法

『判例ナビゲーション行政法』高橋滋/日本評論社
『行政書士の繁栄講座 司法改革と行政書士の将来像』坂本廣身/弁護士会館ブックセンター出版部LABO
『〈検証〉大深度地下使用法』平松弘光/プログレス
『必携住宅の品質確保の促進等に関する法律 改訂版 2014』国土交通省住宅局/創樹社

警察・防衛法

『反社会的勢力を巡る判例の分析と展開』東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会/経済法令研究会
『検証防空法 空襲下で禁じられた避難』水島朝穂/法律文化社

会計法

『会計検査院法の解説』公会計研究協会/全国会計職員協会

税法

『スイス銀行秘密と国際課税』石黒一憲/信

山社

『組織再編成をめぐる包括否認と税務訴訟』朝長英樹/清文社
『最近の税務争訟 最近の判決・取消裁決を各税目毎に分類収録 10』佐藤孝一/大蔵財務協会
『税務訴訟の法律実務 第2版』木山泰嗣/弘文堂
『借地権課税の基礎』橋本守次/財経詳報社
『減価償却資産の耐用年数表 平成26年版』納税協会連合会/納税協会連合会
『福利厚生・現物給与の税務 平成26年版』大山一夫/大蔵財務協会
『一目でわかる小規模宅地特例100 2014年度版』赤坂光則/税務研究会出版局
『グレーゾーンから考える相続・贈与税の土地適正評価の実務』風岡範哉/清文社
『相続と相続税・贈与税事例選集』田中章介/清文社

民法

『超実践債権保全・回収バイブル 基本のマインドと緊急時のアクション』北島敬之/レクシスネクシス・ジャパン
『判例 Check 継続的契約の解除・解約 改訂版』加藤新太郎/新日本法規出版
『契約書式実務全書 第2版 第1巻』大村多聞/ぎょうせい
『民事帰責範囲研究 不法行為法における損害賠償の範囲画定に関する考究』矢澤久純/溪水社
『不法行為法における割合的責任の法理』石橋秀起/法律文化社
『成年後見 現状の課題と展望』田山輝明/日本加除出版
『賃貸住居困ったときの法律Q&A 5訂版』東京弁護士会易水会/住宅新報社
『Q&A権利に関する登記の実務 第5編 仮登記(下)12』不動産登記実務研究会/日本加除出版
『涉外不動産登記の法律と実務 相続, 売買, 準拠法に関する実例解説』山北英仁/日本加除出版
『読解不動産登記Q&A 4訂版 実務に役立つ登記簿・公図から権利証までの読み方』杉本幸雄/清文社

信託登記の理論と実務 第3版

藤原勇喜/民事法研究会

『一問一答改正不動産特定共同事業法』不動産特定共同事業法研究会/金融財政事情研究会

会社法

『改訂 COSO フレームワークを活用した内部統制「改善」の実践マニュアル』新日本有限責任監査法人/同文館出版
『グローバル化の中の会社法改正』北村雅史/法律文化社
『会社法コンメンタール 機関(3)9』岩原紳作/商事法務
『募集株式と種類株式の実務 第2版』金子登志雄/中央経済社
『最近の粉飾 第5版 その実態と発見法』井端和男/税務経理協会
『不正会計調査の実務マニュアル』藤本一夫/中央経済社

刑法

『刑の一部執行猶予 犯罪者の改善更生と再犯防止』太田達也/慶應義塾大学出版会

『理論刑法学の探究 7』川端博/成文堂
『近代刑法の現代的論点』石塚伸一/社会評論社
『未遂犯と中止犯』吉田敏雄/成文堂
『人格犯の理論』川端博/成文堂
『サイバー犯罪対策概論』四方光/立花書房
『Q&A心神喪失者等医療観察法解説 第2版』日本弁護士連合会刑事法制委員会/三省堂
『ルポ刑期なき収容 医療観察法という社会防衛体制』浅野詠子/現代書館
『矯正心理学』法務省矯正研修所/矯正協会
『特定秘密保護法のバコメを出そう!』情報公開クリアリングハウス/情報公開クリアリングハウス
『秘密保護法何か問題か』海渡雄一/岩波書店
『21世紀日中刑事法的重要課題』山口厚/成文堂

司法制度・司法行政

『絶望の裁判所』瀬木比呂志/講談社
『崩壊している司法 横浜事件再審免訴判決と仕事をしない裁判官たち』吉永満夫/日本評論社
『個別意見が語るもの ベテラン元裁判官によるコメント』田原睦夫/商事法務
『検証司法改革』大阪弁護士会/大阪弁護士会

訴訟手続法

『ライブ争点整理』林道晴/有斐閣
『不動産競売マニュアル 3訂版 売却・配当手続編』園部厚/新日本法規出版
『不動産競売マニュアル 3訂版 申立・売却準備編』園部厚/新日本法規出版
『倒産法全書 第2版 上』森・濱田松本法律事務所/商事法務
『倒産法全書 第2版 下』森・濱田松本法律事務所/商事法務
『新・更生計画の実務と理論』松下淳一/商事法務
『刑事訴訟の諸問題』石井一正/判例タイムズ社
『令状請求ハンドブック』廣上克洋/立花書房
『袴田事件・冤罪の構造』高杉晋吾/合同出版
『教養としての冤罪論』森炎/岩波書店

経済産業法

『産業競争力強化法逐条解説』経済産業省/経済産業調査会
『不正競争防止法』渋谷達紀/発明推進協会
『入札談合と独占禁止法 平成26年5月改訂版』公正取引協会/公正取引協会
『実務に効く審決判例精選』泉水文雄/有斐閣
『中小企業のための法律相談Q&A35』熊本県弁護士会/熊本県弁護士会
『「人類は核と共存できない」脱原発と核兵器廃絶国際ネットワーク』報告集』日本国際法律家協会/日本国際法律家協会
『中小企業のための会社売却(M&A)の手続・評価・税務と申告実務』岸田康雄/清文社
『M&A・組織再編スキーム発想の着眼点50』宮口徹/中央経済社
『金融商品ガイドブック 2014年度版』金融財政事情研究会/金融財政事情研究会
『ゼミナール外為実務Q&A 5訂版』経済法令研究会/経済法令研究会
『最新シンジケート・ローン契約書作成マニュアル 第2版』渥美坂井法律事務所・外国法共同事業/中央経済社
『会計士監査の法的意義と責任』柳田美恵子/財経詳報社

知的財産法

『デジタルコンテンツの著作権Q&A』 結城哲彦／中央経済社
『知的財産法講義 改訂版』 牧野和夫／税務経理協会
『知的財産訴訟実務大系 1 知財高裁歴代所長座談会, 特許法・実用新案法(1)』 牧野利秋／青林書院
『知的財産訴訟実務大系 2 特許法・実用新案法(2), 意匠法, 商標法, 不正競争防止法』 牧野利秋／青林書院
『知的財産訴訟実務大系 3 著作権法, その他, 全体問題』 牧野利秋／青林書院
『職務発明規定変更及び相当対価算定の法律実務』 高橋淳／経済産業調査会

労働法

『判例ナビゲーション労働法』 道幸哲也／日本評論社
『職場のいじめ・パワハラと法対策 第4版』 水谷英夫／民法法研究会
『裁判事例から見える労務管理の対応策』 山口寛志／新日本法規出版
『判例から探る不利益変更の留意点』 河本毅／経団連出版
『労働時間・休日・休暇・休業 第3版』 中山慈夫／中央経済社
『実践就業規則見直しマニュアル』 荒井太一／労務行政

社会福祉法

『比較福祉国家 理論・計量・各国事例』 鎮目真人／ミネルヴァ書房
『Q&A実務家が知っておくべき社会保障』 佐々木育子／日本加除出版
『社会保障法』 菊池馨実／有斐閣
『代読裁判 声をなくした議員の闘い』 川崎和代／法律文化社
『改正生活保護法・生活困窮者自立支援法のポイント』 中央法規出版／中央法規出版

医事法

『わかりやすい救急救命士法』 喜熨斗智也／へるす出版

衛生法

『新・食品表示の法律・実務ガイドブック』 石川直基／レクスネクス・ジャパン
『早わかり食品表示法 食品表示法逐条解説』 日本食品衛生協会

教育法

『国立大学法人と労働法』 小島典明／シアース教育新社
『スポーツガバナンス実践ガイドブック』 スポーツにおけるグッドガバナンス研究会／民法法研究会

国際法

『国際法上の自衛権』 田岡良一／勁草書房
『債権・動産を活用した金融取引と国際私法』 藤澤尚江／同友館
『マテリアルズ国際取引法 第3版』 沢田寿夫／有斐閣

医学書

『マンモグラフィガイドライン 第3版増補版』

日本医学放射線学会／医学書院
『乳房超音波診断ガイドライン 改訂第3版』 日本乳腺甲状腺超音波医学会／南江堂
『がん疼痛の薬物療法に関するガイドライン 2014年版』 日本緩和医療学会／金原出版
『造血細胞移植学会ガイドライン 第1巻』 日本造血細胞移植学会／医薬ジャーナル社
『小児の咳嗽診療ガイドライン』 日本小児呼吸器学会／診断と治療社
『糖尿病治療ガイド 2014-2015』 日本糖尿病学会／文光堂
『てんかん症候群 第5版 乳幼児・小児・青年期のてんかん学』 Bureau, Michelle／中山書店
『てんかん専門医ガイドブック てんかんにかわる医師のための基本知識』 日本てんかん学会／診断と治療社
『MASA日本語版嚙下障害アセスメント』 Mann, Giselle／医歯薬出版
『これだけは気をつけたい高齢者への薬剤処方』 今井博久／医学書院
『間質性肺疾患診療マニュアル 改訂第2版』 久保惠嗣／南江堂
『高齢者の嚙下障害診療メソッド』 西山耕一郎／中外医学社
『糖尿病治療の手びき 改訂第56版』 日本糖尿病学会／南江堂
『病棟血糖管理マニュアル 第2版』 松田昌文／金原出版
『ジェネラリストを目指す人のための画像診断パワフルガイド』 山下康行／メディカル・サイエンス・インターナショナル
『食物アレルギー』 医薬ジャーナル社
『マクギーの身体診断学 改訂第2版 エビデンスにもとづくグローバル・スタンダード』 McGee, Steven／エルゼビア・ジャパン
『経鼻内視鏡による胃がん検診マニュアル』 日本消化器がん検診学会／日本消化器がん検診学会
『結核・非結核性抗酸菌症診療Q&A』 日本結核病学会／南江堂
『放射線治療学 改訂5版』 井上俊彦／南山堂
『DSM-5精神疾患の診断・統計マニュアル』 米田精神医学会／医学書院
『MEの基礎知識と安全管理 改訂第6版』 南江堂
『Minds診療ガイドライン作成の手引き 2014』 森実敏夫／医学書院
『TIAと脳卒中』 Pendlebury, Sarah T.／医学書院
『基礎看護技術 2』 堀良子／医歯薬出版
『ドレーン・チューブ管理&ケアガイド』 佐藤憲明／中山書店
『はじめての心電図 第2版増補版』 兼本成斌／医学書院
『プライマリケアのためのうつ病再発予防10ステップガイド』 Howell, Cate／中山書店
『レジデントのための糖尿病・代謝・内分泌内科ポケットブック』 田中隆久／中山書店
『医学生・研修医のための神経内科学 改訂2版』 神田隆／中外医学社
『改訂コルボスコピースタンダードアトラス 4版 日本婦人科腫瘍学会2014』 日本婦人科腫瘍学会／中外医学社
『感染症プラクティス 72症例で鍛える診断・治療力』 Caplivski, Daniel／メディカル・サイエ

ンス・インターナショナル
『漢方薬の考え方, 使い方』 加島雅之／中外医学社
『救急救命士標準テキスト』 救急救命士標準テキスト編集委員会／へるす出版
『血管外科基本手技アトラス 改訂2版』 古森公浩／南山堂
『抗悪性腫瘍薬安全使用マニュアル』 西条長宏／医薬ジャーナル社
『産婦人科研修ノート 改訂第2版』 綾部琢哉／診断と治療社
『心臓手術の麻酔 第4版』 Hensley, Frederick A.／メディカル・サイエンス・インターナショナル
『神経症状の診かた・考えかた』 福武敏夫／医学書院
『発達障害医学の進歩 26(2014)発達障害児の幼児期からの支援』 郷間英世／診断と治療社
『高次脳機能障害者の自動車運転再開とリハビリテーション 1』 蜂須賀研二／金芳堂
『高血圧治療ガイドライン 2014』 日本高血圧学会／日本高血圧学会
『機能性消化管疾患診療ガイドライン 過敏性腸症候群(IBS) 2014』 日本消化器病学会／南江堂
『機能性消化管疾患診療ガイドライン 機能性ディスベシア(FD) 2014』 日本消化器病学会／南江堂
『NAFLD/NASH診療ガイドライン 2014』 日本消化器病学会／南江堂
『胃食道逆流症(GERD)診療ガイドライン』 日本消化器病学会／南江堂
『GIST診療ガイドライン 2014年4月改訂第3版』 日本癌治療学会／金原出版
『脳神経外科診療プラクティス 1 脳血管障害の急性期マネジメント』 飯原弘二／文光堂
『脳神経外科診療プラクティス 2 脳神経外科の基本手技』 飯原弘二／文光堂
『腰痛のサイエンス』 山本達郎／文光堂
『本当に知りたかった日常診療のコツ』 奈良信雄／羊土社
『こんな時どうする?患者の診かたが本当にわかる』 奈良信雄／羊土社
『脳血管障害の治療最前線』 鈴木則宏／中山書店
『びまん性肺疾患と特発性間質性肺炎』 東田有智／医薬ジャーナル社
『COPD(慢性閉塞性肺疾患)』 東田有智／医薬ジャーナル社
『在宅医療のすべて』 平原佐斗司／中山書店
『重症化させないための精神疾患の診方と対応』 水野雅文／医学書院
『吸入麻酔』 山蔭道明／克誠堂出版
『静脈麻酔』 稲垣喜三／克誠堂出版
『整形外科レジデントマニュアル』 田中栄／医学書院
『小児の治療指針』 診断と治療社
『救急処置のトラブルとリカバリー』 へるす出版
『大腸ポリープ診療ガイドライン 2014』 日本消化器病学会／南江堂
『標準生理学 第8版』 本間研一／医学書院
『皮膚の悪性腫瘍』 山崎直也／中山書店
『認知症医療』 木之下徹／中山書店
『心電図のみかた, 考えかた』 杉山裕章／中外医学社
『未熟児網膜症』 三村治／金原出版

死刑執行に関する会長声明

本日、東京拘置所及び仙台拘置支所において2人の死刑囚の死刑が執行された。谷垣禎一法務大臣は、一昨年12月に就任後、11人の死刑執行を命じたことになる。

死刑は、かけがえない生命を奪い、人間の存在を完全に否定するという不可逆的な刑罰である。また、罪を犯した人の更生と社会復帰の可能性を完全に奪い去るという取り返しのつかない刑罰であるという問題点を内包している。

日本弁護士連合会は、昨年2月12日、谷垣法務大臣に対し、「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し、死刑の執行を停止するとともに、死刑えん罪事件を未然に防ぐ措置を緊急に講じることを求める要請書」を提出して、死刑制度に関する当面の検討課題について国民的議論を行うための有識者会議を設置し、死刑制度とその運用に関する情報を広く公開し、死刑制度に関する世界の情勢について調査の上、調査結果と議論に基づき、今後の死刑制度の在り方について結論を出すこと、そのような議論が尽くされるまでの間、すべての死刑の執行を停止すること等を求めている。

当会は、上記の要請に対して何らの配慮もせずなされた死刑執行を到底容認することができない。

国際的に見ると、2012年12月20日、国連総会は全ての死刑存続国に対し、死刑廃止を視野に執行を停止するよう求める決議を過去最多の111カ国の賛成多数で採択しており、反対票を投じた国は日本を含め41カ国にとどまっている。また、日本に対しては、国連拷問禁止委員会や国連人権理事会、国連規約人権委員会から死刑廃止に向けた様々な勧告がなされている。ちなみに、2012年10月現在の死刑廃止国は140カ国（10年以上死刑を執行していない事実上の廃止国を含む）、死刑存置

国は58カ国であって、世界の3分の2を超える国が死刑を廃止ないし執行の停止をしている。

わが国では死刑事件について4件の再審無罪判決が確定しているうえ、近時足利事件、布川事件について裁判所は再審無罪判決を言い渡し、東電社員殺人事件の再審において無罪が確定している。さらに、死刑が執行されてしまった飯塚事件についても、精度の低いDNA型鑑定が決め手となったことに疑問が生じており、近時の科学的捜査の発達により死刑判決の見直しがなされる可能性が高くなっている。

そして、本年3月27日には、静岡地裁が、「袴田事件」に関する袴田巖氏の第2次再審請求につき、再審開始、死刑及び拘置の執行停止を決定したが、拘置の執行停止は死刑囚の再審開始が決定された事案としては初めてのことであり、極めて異例で画期的な判断であった。

これらは、刑事裁判における冤罪の危険性と死刑の執行による取り返しのつかない人権侵害の恐ろしさを如実に示すものであり、世論においても、かつてない程死刑の存廃についての関心が高まっている。

こうした状況において、死刑を執行する必要性があったのか、本日の死刑執行について熟考を尽したのか、あらためて問われなければならない。

当会は、今回の死刑執行に対し強く抗議し、あわせて法務大臣に対し、死刑制度の廃止についての国民的議論の開始と死刑執行の停止に向けて誠実な対応をするよう、重ねて求めるものである。

2014年8月29日

東京弁護士会 会長 高中 正彦